

第 4 編
災害応急対策
【地震・津波対策編】

第 4 編 災害応急対策【地震・津波対策編】

第 1 章 自助

- 第 1 節 地震被害の軽減……………4-1
- 第 2 節 災害情報の入手……………4-5
- 第 3 節 避難行動……………4-7

第 2 章 共助

- 第 1 節 地域の防災……………4-9
- 第 2 節 要配慮者の支援……………4-11
- 第 3 節 避難所の主体的な運営……………4-12

第 3 章 公助

- 第 1 節 地震・津波対応の基本的な流れ……………4-16
- 第 2 節 災害対策本部の設置及び運営……………4-17
- 第 3 節 職員の配備体制・動員計画……………4-23
- 第 4 節 避難の指示……………4-27
- 第 5 節 通信手段の確保……………4-36
- 第 6 節 災害情報の収集・報告……………4-42
- 第 7 節 救助・救急及び消防活動……………4-50
- 第 8 節 安否不明者等の氏名等の公表……………4-54
- 第 9 節 医療救護……………4-55
- 第 10 節 避難所の開設及び運営……………4-56
- 第 11 節 要配慮者への対応……………4-66
- 第 12 節 物資供給……………4-70
- 第 13 節 応急給水……………4-77
- 第 14 節 緊急輸送活動・交通規制……………4-80
- 第 15 節 災害救助法の適用……………4-85
- 第 16 節 災害広報・広聴……………4-94
- 第 17 節 保健・防疫・衛生計画……………4-95
- 第 18 節 応援協力要請……………4-96
- 第 19 節 帰宅困難者対策……………4-97
- 第 20 節 廃棄物処理計画……………4-100
- 第 21 節 二次災害の防止……………4-104
- 第 22 節 災害支援活動のサポート……………4-105
- 第 23 節 建築物、宅地等の応急危険度判定……………4-106
- 第 24 節 燃料確保……………4-110
- 第 25 節 行方不明者の搜索・遺体の収容等に関する計画……………4-112
- 第 26 節 災害警備活動……………4-113
- 第 27 節 教育施設等の対策……………4-114

第1章 自 助

第1節 地震被害の軽減

地震から一人でも多くの生命と財産を守るためには、平時から建物の耐震化や避難行動の確認など、減災対策を行うことが重要です。

また、市民や地域団体等は、本計画の「第2編 災害予防対策」に記載の対策を進めるとともに、以下で示している地震発生時に必要な行動について、発災時に慌てず行動できるよう、平時から内容を理解し、発災時の行動をイメージしておく必要があります。

1. 緊急地震速報を見聞きした時の行動

地震発生直後、震源の大きさを計算し、揺れの強さや到達時間を伝達する「緊急地震速報」は、その仕組みから発表される情報には幅が生じる場合や緊急地震速報が伝わる前に揺れが始まる場合があります。しかし、現在のところ、地震の揺れを最も早く把握できる方法です。

気象庁から提供され、地震動の予報・警報を伝える「緊急地震速報」は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが到達するまで、わずかな時間しかありませんが、その短い時間を活用した被害軽減の措置を取ることで大切な命を救う可能性を高めることができます。

(1)情報の種類と伝達

緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類があり、その発表内容や条件は異なります。

ア 緊急地震速報(警報)

最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名や強い揺れ(震度5弱以上または長周期地震動階級3以上)が予想される地域及び震度4が予想される地域名(三重県北部)などがスマートフォンやテレビ、ラジオに加え、緊急防災ラジオ、防災行政無線などで発表されます。スマートフォンについては docomo、au、ソフトバンク、楽天モバイルの受信設定がされている機種に対して通知されます。携帯電話やスマートフォンで「緊急地震速報」を受信するには、使用している端末によって受信設定が必要な場合があります。万一来に備え、ご契約の携帯電話会社のホームページで設定方法を確認し、緊急地震速報を受信できるようにしておきましょう(お使いの機種によっては、緊急地震速報を受信できない場合があります)。

イ 緊急地震速報(予報)

マグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上であると予想した場合、地震の発生時刻、地震の発生場所の推定値、地震の規模(マグニチュード)の推定値、予測される震度、揺れ(主要動)の到達時刻が伝達されます。予報を受信するには専用の端末やアプリなどが必要です。

(2)情報を見聞きした場合の行動原則

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません。その短い間にとにかく自分の身を守ることを最優先に考えます。自分がけがをすると周囲の人の負担になりますし、自分が助けるべき大切な人も助けられません。また、復旧・復興作業も行うことができなくなってしまう。もちろん、その場の状況から間に合いそうな場合は、子どもや高齢者などの安全を守る行動を考えます。これらの行動を取るためにも、平時から様々な場所で地震が起こったことをイメージし、「今、緊急地震速報を聞いたらどう行動すべきか」を考えておくことが重要です。

2. 地震動による被災の軽減

身の安全を守るため、下記に参考として行動の一例を挙げますので、最適なものを考え、訓練等で身につけるように努めて下さい。また、緊急地震速報が伝わる前に揺れが始まった場合などにも速やかに身の安全を確保します。

(1)屋内にいる場合

- ア 自宅などでは家具の移動や落下物から身を守るため、頭を保護しながら大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れます。
- イ 揺れがおさまったら、扉や窓を開けて避難路を確保します。
- ウ 慌てて外に飛び出してはいけません。
- エ 料理や暖房で火を使っている場合でも揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をします。出火している場合、可能であれば落ち着いて消火します。
- オ 大勢がいる施設にいるときは慌てず施設の係員の指示に従い行動し、慌てて出口や階段に殺到してはいけません。
- カ エレベーターに乗っているときは最寄りの階で停止させて、すぐに降ります。
- キ 高層階では揺れが続くことがあります。大きくゆっくりとした揺れで家具等が転倒や落下、大きく移動する危険があるため注意します。

(2)屋外にいる場合

- ア ブロック塀や自動販売機の転倒、ビルの壁や看板、ガラスの落下などに注意し、危険な場所から離れます。
- イ 山やがけの付近にいるときは落石やがけ崩れに注意し、できるだけその場から離れます。

(3)揺れが収まった後は

最初の地震に引き続き、大規模な余震や火災、津波などが発生する場合があります。テレビやラジオ、防災行政無線等で情報収集するとともに、特に津波浸水想定区域にいる場合はできるだけ迅速に安全な場所に避難します。

また、周囲の人の安全確認や火の元の確認、ブレーカーやガスの遮断は揺れがある程度収まった後に、自らの安全が確保できてから行います。

(4)大地震後の余震

大きな地震が発生した場合には、その後引き続いて発生する余震にも注意が必要です。地震発生後2～3日程度は、さらに規模の大きな地震が、1週間程度は、最初の地震の規模と同程度の地震が、発生することがあります。また、大規模な余震により火災、津波、土砂災害なども発生する可能性があります。大きな地震が発生した場合は、その後の地震活動や降雨の状況に十分注意し、身の安全を確保します。

3. 土砂災害から身を守る

土砂災害は山やがけが崩れたり、崩れた土砂が雨水や川の水と混じって流れ出したりする現象です。大規模な土砂災害は、一瞬にして、尊い生命や家屋などの貴重な財産を奪うなど、甚大な被害をもたらします。土砂災害は、地震による山体やため池の崩壊、地震前後の降雨や融雪などがきっかけで発生することを踏まえ、自宅がハザードマップで土砂災害の危険性があると判断される場合やがけの近くにいる場合は、以下のことなどに注意します。

- (1)地震前後の降雨、融雪時には、レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報に注意します。
- レベル3土砂災害警報は、大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に津地方気象台が発表します。また、レベル4土砂災害危険警報は、大雨による重大な災害が起こるおそれがあり避難が必要な場合に津地方気象台が発表します。これらの情報が発表されたときには、テレビなどでも伝えられるほか、三重県や気象庁のホームページなどでも確認できます。また、土砂キキクルによって詳細な危険度分布を把握できます。

(2)土砂災害の前兆現象にも注意します。

土砂災害には、「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の3種類があります。大雨や長雨が発生した時、次のような前兆を確認したら、周囲の人にも知らせ、いち早く安全な場所に避難するとともに、速やかに市役所や消防署などの関係機関に通報します。

土砂災害の種類	主な前兆現象
が け 崩 れ	・がけに割れ目が見える ・がけから水が湧き出ている ・がけから小石がぱらぱらと落ちてくる ・がけから音がする
地 す べ り	・沢や井戸の水が濁る ・地面にひび割れができる ・斜面から水がふき出す ・家や擁壁に亀裂が入る ・家や擁壁、樹木や電柱が傾く
土 石 流	・山鳴りがする ・急に川の水が濁り、流木が混ざっている ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・腐った土の臭いがする

第2節 災害情報の入手

地震発生後、市や防災関係機関は避難情報などの情報を発信しますので、複数の手段で災害に関係する必要な情報を収集します。なお、危険が差し迫っている場合は、市や関係機関の情報を待たずに安全を確保する行動をとります。

1. パソコン・スマートフォン等での収集

ア エリアメール(docomo)・緊急速報メール(au、SoftBank、楽天モバイル)

気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」、市が発令する「避難情報」等を受信することができます。

イ 地震情報

気象庁のウェブサイトでは地震等に関する情報を取得することができます。

ウ 避難情報・防災情報

桑名市のホームページでは避難情報や避難所の情報を取得することができます。ほかにも災害に関する情報が掲載されていますので、平時から積極的に活用します。

エ 災害時緊急メール

あらかじめ登録をいただいたメールアドレスに、桑名市から避難情報などを配信されます。

オ LINE

桑名市 LINE(ライン)公式アカウントでは、避難情報や避難所の情報をお伝えします。「友だち登録」して活用ください。

カ X(旧 Twitter)

桑名市では、X(旧 Twitter)でも避難情報や避難所の情報を発信しています。桑名市のフォロワーになり、活用ください。

キ 防災みえ.jp メール配信サービス

三重県が災害に備えて、地震情報等が登録したメールアドレスに配信されます。

ク 防災アプリ

三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」など、様々なアプリがありますので、各自の利用方法に合わせたアプリで情報を取得することができます。

2. 緊急防災ラジオでの収集

市はコミュニティ FM のラジオ電波を使用し、避難情報や避難所情報などを配信します。市が貸与している「緊急防災ラジオ」だけでなく、市販のラジオも周波数を 76.8MHz に合わせると同じ情報を聞くことができます。

3. テレビ・ラジオでの収集

テレビはリモコンの「dボタン」を押すと最新の地震情報や避難情報などが確認できます。また、ラジオでも情報を確認できます。

4. 屋外スピーカーからの収集

ア 防災行政無線

市内に設置されています防災行政無線から避難情報などの情報を取得することができます。

※防災行政無線の放送内容は電話で確認することができます。

電話番号:0120-41-2300

※発災時には、市内に設置している防災行政無線から災害情報を放送する場合があります。ただし、風雨や立地の関係でスピーカーからの音声が届きにくいことがあります。放送に気づいた場合は、危険が迫っている可能性がありますので、他の手段で情報収集に努めてください。

第3節 避難行動

地震・津波災害時の避難行動には、津波の発生が予想されない場合と予想される場合の二通りに分けることができます。

本節では津波の発生が予想されない場合を「地震時の避難行動」、津波の発生が予想される場合を「津波からの避難行動」に分けて、避難のあり方について記載しています。市民や地域団体は、以下に記載の内容を基本とし、情報を得ながら適切に行動します。

1. 地震時の避難行動

地震により、土砂災害や地震火災などが発生する恐れがあり、危険があると予想される場合、市は避難情報を発令し、迅速な避難を呼びかけます。市民等は迅速な避難を行います。

- ア 緊急地震速報が発表されたり、強い揺れを感じたりしたときは、落ち着いて自分の身を守ります。屋内では机などの下に避難し、家具の転倒や落下物から身を守り、屋外では高い建物やブロック塀から離れ、ガラスの飛散やブロック塀の倒壊から身を守ります。
- イ 揺れがおさまったら、避難する前に、火の始末を完全に行い、ガスの元栓を閉め、電源ブレーカーを遮断します。
- ウ 避難時には非常持ち出し袋などを携行します。
- エ 避難は原則として徒歩によります。
- オ 近隣世帯が相互に協力するとともに、自主防災組織等の活動を通じて避難の実施に努めます。
- カ 避難する時には、要配慮者の安否確認や支援に努めます。
- キ 家屋倒壊などの危険から一時的に身の安全を確保するため、指定緊急避難場所（校庭や公園など）に避難します。避難後、火災の延焼などにより危険がおよぶ場合は別の避難場所などに避難します。
- ク 身の安全を確保した後、自宅の安全が確認できた場合は自宅に戻るか、親戚・知人宅等が安全な場合は親戚・知人宅に避難します。自宅や親戚・知人宅等で生活ができない場合は安全が確認された指定避難所に避難します。
- ケ 指定避難所に避難後、避難所で生活が続けることが困難な要配慮者は、受け入れ準備のできた福祉避難所などに移動します。

2. 津波からの避難行動

市では、三重県が公表した津波浸水想定区域を津波が発生した場合に避難が必要となるエリアとしています。津波が発生する恐れがある場合は、津波浸水想定区域に避難指示を発令し、迅速な避難を呼びかけます。津波浸水想定区域にいる人は直ちに避難を行います。

(1) 警報と避難指示

気象庁から津波警報等が発表された場合には、以下の区分で避難指示などが発令されます。

ア 大津波警報や津波警報が発表された場合

津波浸水想定区域にいる人に対して、原則、津波浸水想定区域外の安全な場所へ直ちに避難するよう、避難指示が発令されます。

イ 津波注意報が発表された場合

堤外地にいる人に対して、堤外地から離れるよう、避難の呼びかけがされ、状況によっては避難指示が発令されます。

(2) 避難方法

- ア 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れでも長い時間ゆっくりした地震を感じたときは、地震の揺れがおさまってから、直ちに安全な場所へ避難を開始します。
- イ 揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは直ちに安全な場所へ避難を開始します。
- ウ 地震による液状化が懸念されることから避難は原則として徒歩によります。
- エ 津波浸水想定区域外へ避難することが困難な場合は、近くの指定緊急避難場所（津波避難ビル）などへ避難します。避難後は救助機関等の指示に従い行動します。
- オ 避難するときは、周囲に「津波が来るぞ！逃げるぞ！」と呼びかけながら、自らが先頭に立って避難する「率先避難」を心がけます。率先して逃げることであなたの命を守りぬくと同時に、周りの人たちの避難行動に繋がります。
- カ 津波は震源の位置や海底地形などによって到達時間に差が出ます。予想よりも早く到達する場合や第二波以降に最大の津波が来ることがあります。津波警報等が解除されるまで安全な場所から離れないようにします。
- キ 避難指示が解除された後、自宅の安全が確認できた場合は自宅に戻るか、親戚・知人宅等が安全な場合は親戚・知人宅に避難します。自宅や親戚・知人宅等で生活ができない場合は安全が確認された指定避難所に避難します。
- ク 指定避難所に避難後、避難所で生活することが困難な要配慮者は、受け入れ準備のできた福祉避難所などに移動します。

第2章

共 助

第1節 地域の防災

地域住民で構成する自治会や自主防災組織、消防団などの地域団体は防災関係機関と協力し、被害の拡大防止を図るように行動します。

1. 災害時の地域防災活動

地震発生時、地域団体はあらかじめ策定した防災体制や活動計画に基づき、次のような活動を行います。ただし、津波発生の可能性がある場合は、迅速な避難が最も重要なことから、これらの活動については、津波の到達予想時刻等を考慮し、支援者自身の安全が確保できる状況で、可能な範囲で行うようにします。

(1)初期消火活動

大規模な地震発生時の消防機関の活動は、火災の同時多発や通行不能道路の発生により、通常の火災に比べ制限されます。したがって、万一火災が発生した場合には、地域団体と住民は安全が確保できる範囲で、火災の延焼拡大を防ぐための活動や火災の初期消火等に努めます。

(2)住民等の避難誘導活動

避難情報が発令された場合や地域の被災状況から避難の必要がある場合は、地域住民等を避難場所や避難所等へ避難誘導を行うとともに、要配慮者の避難支援に努めます。

(3)負傷者等の救出・救護活動

大規模な地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生じますが、消防機関の活動には限界があります。そのため、地域団体や住民は、二次災害に十分に注意し、安全を確保できる範囲で簡易な救助活動や応急手当、医療機関等への搬送に努めます。

(4)情報の収集・伝達活動

災害時の情報は、その後の地域団体の活動や地域住民の行動を決定する重要な要因となります。地域団体は災害情報の中継点となり、市や消防機関等からの伝達すべき情報を地域住民に伝達し、また、逆に地域の被害状況、地域住民の避難状況等を地域団体で収集し、市や消防機関等に伝達するように努めます。

(5)避難所運営

避難所は、災害発生後、災害の規模や状況に応じて、一定期間、住民の生活を支援する施設として重要な役割を果たします。避難所の数が多くなると、公助による避難所運営は困難となるため、地域団体や避難者等の住民を主体とする避難所の運営体制を構築し、自主的な運営を行う必要があります。避難所の運営にあたっては、多様な主体が責任者として加わり、様々な意見を反映させることが重要です。また、個々の事情により自宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた人たちも支援の対象とすることも必要です。

(6)給食・給水活動

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加え、食料や飲料水、生活用水も不足することが想定されます。そのため、地域団体は避難所等での安心・安全な生活支援として、食料や飲料水、救援物資の配分を行うほか、食中毒等の二次災害を出さないよう衛生面に十分に配慮しながら炊き出しを行います。また、給水や給食にあたっては、高齢者や病人、乳幼児、アレルギー体質の人などは一般の防災備蓄食料があわない場合もあるため配慮が必要です。また、自宅で避難生活を送りながら食事や飲料水等を求めて避難所に来る人や帰宅困難者となった人等についても、支援の対象とすることが必要です。

2. 地域防災活動に使用する資機材等

地域団体が防災体制や活動計画に基づき、様々な支援活動を行う際には、避難所等の備蓄物品や資機材を活用して行います。

第2節 要配慮者の支援

「要配慮者」とは、高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報を把握が難しい人、一人で避難することが難しい人、特別な配慮ができない避難所での避難生活が困難な人です。このうち自ら避難することが困難な人であって、特に支援を要する人を避難行動要支援者と定義しています。

要配慮者には災害情報や避難に関する情報を確実に伝えることをはじめ、避難誘導や避難所での生活において必要な支援を行うなど、「共助」を念頭に置き、率先して支援するよう努めます。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者(妊産婦、外国人等を含む)

避難行動要支援者

災害時または災害の発生のおそれがある時に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者

1. 要配慮者とその家族の対応

支援する人が被災してしまうなど、要配慮者がすぐに支援を受けられない場合があります。避難が困難な場合は速やかに、隣近所や消防署、市役所に支援の要請を行います。

2. 地域団体の支援

地域団体は、自分や家族の身の安全を最優先とした上で在宅の要配慮者への災害情報の伝達や状況に応じて救護・救出、要配慮者の特性に配慮した避難誘導に努めます。また、自ら避難することが困難な避難行動要支援者についても安否確認や救護・救出、避難の支援に努めます。要配慮者の状態や建物・道路の状況などにより対応が困難な場合は、消防署、市役所に支援の要請を行います。

3. 要配慮者利用施設等の対応

社会福祉施設等は、利用者や職員の安否確認、施設の被害状況等を確認し、市へ報告します。また、負傷者が発生した場合は必要な救護を行うとともに、施設の破損状況などから必要と認める場合は、利用者を避難所等に避難させます。特に津波による浸水が予想される地域内の施設は、避難確保計画に基づき速やかに入所者等を避難させます。

4. 避難所での配慮

多くの人が出入りする避難所において要配慮者は、より強いストレスを受け、体調に悪影響を及ぼすことがあります。避難所の運営者や周囲の支援者は「避難所運営マニュアル」等に基づき、要配慮者の健康状態等に十分に配慮します。

第3節 避難所の主体的な運営

避難所は市が開設し、開設初期は市職員・施設管理者・地域団体が協力して運営します。その後、避難所利用者による「避難所運営委員会」に引き継ぎ、避難者が主体的に管理運営できる体制へ移行します。避難所が開設された時から、可能な限り、避難者も運営組織のメンバーとして、何らかの役割を分担し、運営にかかわっていく必要があります。

また、避難所での良好な生活環境を確保するために、運営においては要配慮者や性別・年齢等によるニーズの違い、衛生管理やプライバシーの確保等に十分に留意するほか、避難者自身による、『納得』と『協働』に基づく自主運営体制の構築がとても大切です。

1. 避難所の開設

避難所は市災害対策本部の判断による開設を基本としますが、天候等の状況により判断を待つことができない場合は、避難所の施設管理者の判断により、避難者を受け入れる応急的な対応を行うこととしています。また、地域団体は地域の状況に応じて避難所の開設を支援し、避難者の受入れに加わります。

2. 避難所の運営

避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うためには、避難者、市職員、施設管理者からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を行う必要があります。

また、避難所運営は避難者自らが相互に協力して役割を分担して運営に携わることが必要です。

(1) 避難所運営委員会

避難所運営委員会は、避難者を核として、各地域団体が連携し、主体的に避難所運営に必要な各種業務や施設利用に必要なルール作りなど、避難所運営に必要な体制を整えるための組織です。

(2) 地域団体の役割

地域団体は円滑な避難所運営を担う避難所運営委員会の立ち上げや、避難者による自主運営ができるようになるまで、避難所運営マニュアルを活用しながら、組織力を活かして避難者を取りまとめ、避難所運営の支援活動を行います。

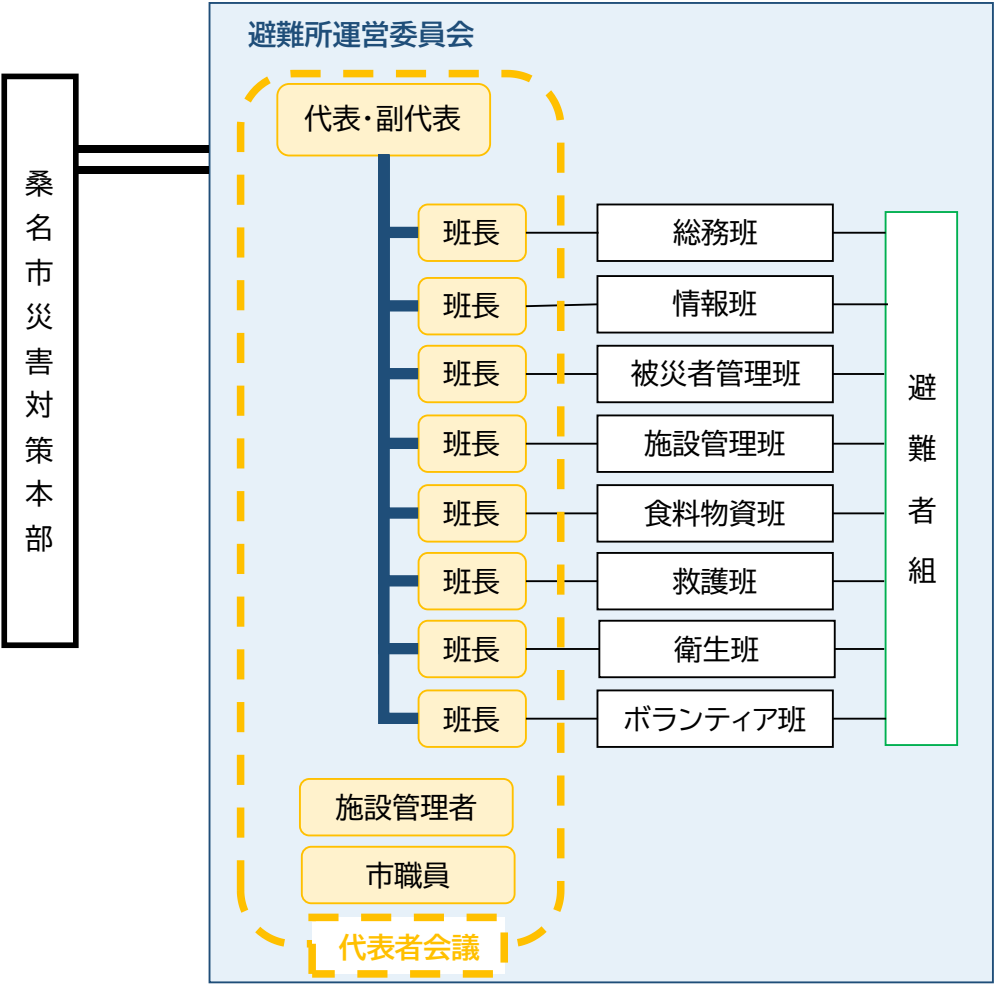
(3) 避難者の役割

避難者は地域団体と協働し、避難所運営委員会の活動を積極的に行います。また、避難所運営委員会の主体は時間の経過と共に地域団体から避難者へと移行するため、市や地域団体の支援体制の下、避難者が協力して各種活動に取り組みます。

3. 避難所運営委員会の活動

避難所運営委員会の活動は、避難所運営マニュアルに基づき、主に以下のことを行います。

(1)避難所運営委員会組織図



(2)各班の主な役割

ア 総務班:外部との窓口、避難者の要望受付などの総務調整

運営委員会の運営や各班の調整、外部との窓口、避難者及び避難所外避難者からの意見・要望の受付を行います。

イ 情報班:情報収集と情報提供

収集した情報を整理し、掲示板や館内放送などの手段によって避難者へ情報提供を行います。

ウ 被災者管理班:避難者の入退所管理と訪問者受付等

避難所の状況をできるだけ正確に把握するため、避難者名簿を作成し管理します。また、避難所への訪問者やマスコミ等の部外者の入出を管理、外部からの郵便等の受付、電話による安否確認等に対応します。

エ 施設管理班:施設の防犯や管理及び廃棄物等への対応

- ①施設・設備の定期的な点検や余震による新たな危険個所の把握及び対応をします。
- ②ごみ集積場所の設置と分別等を徹底します。
- ③トイレの設置と当番による清掃を定期的に実施します。
- ④ゴミ収集やし尿処理を定期的に要請します。

オ 食料物資班:救援物資・日用品物資の調達・配給

避難所内で必要な食料や物資について管理・把握するとともに、不足分は要請し確保します。開設当初は、避難所の備蓄物資を、支援開始後は支援物資を配給します。

必要な食料や物資の把握を行う際は、要配慮者や女性等のニーズ、アレルギーやプライバシーへの配慮に努めます。また、避難所外避難者に対しても、適切に配給します。

カ 救護班:傷病者や要配慮者等への対応

傷病者に対する応急処置や救護、支援を実施します。また、車中泊避難者のエコノミークラス症候群や避難の長期化による避難者の健康状態に配慮するとともに、必要に応じてボランティアの要請や医療機関等への受入れを要請します。

キ 衛生班:感染症の予防と生活衛生環境の管理

- ①断水時には、飲料水と生活用水をそれぞれ確保し、効率的に活用します。
- ②消毒液やトイレトペーパーなどの衛生物品の在庫状況を管理するとともに、避難者で当番を決めるなどし、定期的な清掃を実施し衛生環境の向上に努めます。
- ③ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確化するとともに、飼い主の責任の下、適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努めます。

ク ボランティア班:ボランティアに関する各種調整

各班と連携してニーズを把握し、避難所の活動に支援が必要な場合は、災害ボランティアセンターに連絡し、支援を要請するとともに派遣されたボランティアの受入れや活動を指示します。

(3)避難者への配慮

避難所では年齢・性別・国籍・障がいの有無など、避難所利用者の事情に合わせた配慮に留意します。

ア 要配慮者への配慮

要配慮者は、特に生活環境の変化により健康を損なう危険があるなど、様々な対応が必要となるため、周囲の理解や配慮が重要です。運営においても要配慮者の声を聞く体制をつくるとともに、状況に応じて福祉避難所や医療機関等の他施設での受入れについて災害対策本部と協議を行うことが必要となります。

イ 性別等によるニーズの違いへの配慮

男女別の更衣室やトイレ・洗濯物干し場、授乳室の設置、女性用物品の配布方法の工夫など性別等によるニーズの違いに配慮します。また、避難所運営委員会への女性の参画を図り、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるように配慮します。

4. 避難生活が長期化した場合の対応

避難生活が長期化した場合、避難所の運営は地域団体中心から避難者による自主運営に移行します。特に、防犯対策に加え、ストレス、衛生環境等への対策のほか、プライバシーの確保や入浴・洗濯など、より日常生活に必要な対策が求められることになります。そのため、避難所での生活に関する相談・指導などを市と連携しながら行います。

5. 避難所の集約・閉鎖

避難者の退所や応急仮設住宅等の提供による、避難者の減少に伴い、避難所の状況に応じた避難所の集約・閉鎖を段階的に実施します。

第3章

公 助

【第1節】地震・津波対応の基本的な流れ

本節では、災害発生時に必要となる対応を表形式としてまとめ、災害対応の全体像把握に努める。ただし、ここに記載している内容は基本的事項であり、災害発生時には記載事項以外の対応が必要となる場合があることに留意する。

	フェーズ1(初動段階)	フェーズ2(応急段階)		フェーズ3(復旧段階)
	(発災直後～24時間まで)	(24時間～72時間以内)	(72時間～1か月)	(1か月～)
災害対策本部の組織・運営	●災害救助法の要請・適用【第15節】 ●災害本部設置(代替庁舎確保)【第2節】	●記者会見の実施【第16節】 ●本部会議の公開【第2節】 ●災害警備活動【第26節】 ●国・県・他市町等の合同による会議【第2節】	●行政職員のこころのケア【第3節】	
通信の確保	●情報通信の疎通状況確認【第5節】			
被害情報の収集	●情報処理(トリアージ)【第6節】 ●被害状況に関する情報収集【第6節】		●企業等の被害情報収集【第6節】	
災害情報の伝達	●地震(余震)情報、津波情報、避難指示等に関する情報提供【第4節】			
応援の受入れ	●応援要請【第18節】	●連絡窓口、受入れ体制確保(駐車場・宿舎・作業スペースなど)【第18節】	●国及び県、他市町等の応援受入れ【第18節】	
広報活動	●住民への広報(被害情報、避難所、物資、ライフラインなど)【第16節】	●応急危険度判定の周知【第16節】	●被害認定調査、罹災証明の発行に関する広報【第16節】	
救助・救急活動	●死傷者の捜索、救出救助【第7節】	●安否不明者・行方不明者の氏名等の公表【第8節】 ●医療救護所の設置【第9節】 ●医療チーム派遣要請【第9節】 ●遺体の安置、埋火葬【第25節】		
避難所等、被災者の生活対策	●帰宅困難者支援【第19節】 ●避難所安全確認、避難者受入れ【第10節】	●環境衛生の確保、エコノミークラス症候群の防止【第10・17節】	●避難所の環境整備(要配慮者や女性の視点を考慮)【第10・11節】 ●ニーズ調査【第10節】	●避難所の統廃合、閉鎖【第10節】
特別な配慮が必要な人への対策	●福祉避難所や専門的なスタッフ等の確保【第11節】 ●安否確認、必要な支援の確認・提供【第11節】	●多様な情報提供手段による広報【第16節】 ●被災者の心のケア【第17節】	●災害関連死の防止【第17節】	
物資等の輸送、供給対策	●燃料確保【第24節】 ●物資拠点確保【第12節】 ●物資支援要請【第12節】	●給水の実施【第13節】 ●物資拠点の要員確保【第12節】	●義援品の受入れ方針を広報【第12節】	
ボランティアとの協働活動	●ボランティアの受入れ体制の確保、周知【第22節】	●専門家等の派遣要請【第22節】 ●被災者ニーズ把握【第22節】	●地域コミュニティによる支援体制の確保支援【第22節】	
公共インフラ被害の応急処置等	●インフラ被害、土砂災害発生箇所等の点検【第21節】	●道路啓開【第14節】 ●土砂災害発生箇所監視【第21節】 ●土砂災害発生箇所監視【第21節】 ●農業・水産業等への指導・助言【第21節】		
建物、宅地等の応急危険度判定被害認定調査、罹災証明の発行	●被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請【第23節】	●建物及び宅地の危険度判定【第23節】 ●被害認定調査の応援要請【第7編】	●被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き【第7編】	
応急教育	●学校施設等の避難所として使用【第27節】 ●生徒等の安全確保【第27節】	●文化財対策【第27節】 ●応急教育等の実施判断【第27節】		
廃棄物処理	●廃棄物発生量の検討【第20節】 ●震災廃棄物処理計画の策定【第20節】	●がれき仮置き場の確保【第20節】	●他の市町村や民間企業等の協力による震災廃棄物の処理【第20節】	
仮設住宅		●仮設住宅必要戸数の算出【第7編】	●仮設住宅建設地の決定【第7編】 ●空き家情報の広報【第7編】 ●要配慮者等への配慮【第7編】	●「みなし仮設」受付【第7編】
生活再建支援	●義援金受付【第7編】	●住民向け相談窓口の設置【第7編】	●生活資金の貸付【第7編】 ●義援金の配布方法検討【第7編】 ●被災者生活再建支援金の周知、受付【第7編】	●被災企業等の事業再開相談等【第7編】

第2節 災害対策本部の設置及び運営

災害対策に関する意思決定機関となる桑名市災害対策本部(以下、災対本部)の設置・運営に関して以下のとおり定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24 時間以内	1. 災対本部の設置 2. 災害対応の体制	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム

1. 災対本部の設置

(1) 災対本部の設置及び廃止

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

市内に地震による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めた場合、市長は災害対策基本法第23条の規定に基づき災対本部を設置する。

その大綱は、桑名市災害対策本部条例(平成16年12月6日条例第160号)及び桑名市災害対策本部条例施行規則(平成28年3月31日規則第17号)の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

ア 設置基準

災対本部は、次の場合に桑名市役所内に設置する。なお、被害が局地的でありかつ重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

- a 伊勢・三河湾に津波警報、大津波警報が発表されたとき。
- b 市の区域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- c 桑名市を除く県内に震度5強以上の地震が発生したとき。
- d 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)または南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。
- e その他地震による災害で市長が必要と認めたとき。

イ 廃止基準

市の地域内に震災の影響がなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき(下記の状況)、災対本部は廃止される。

- a 被害数値が概ね確定したとき又は被害が確認されなかったとき。
- b 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- c 指定避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等、当面の日常の場が確保されたとき。
- d 災害援助資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- e その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

【資料 2-1 桑名市災害対策本部条例】

【資料 2-2 桑名市災害対策本部条例施行規則】

(2) 災対本部の設置場所

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

災対本部の設置場所は桑名市役所内とするが、地震や津波等大規模災害発生の影響で、災対本部を本庁舎に設置できない場合は、第二拠点として消防庁舎等複合施設「クワナビスタ」に設置する。なお、災対本部の設置は参集した職員が順次行うものとする。

【資料 2-3 災害対策本部レイアウト】

(3) 設置及び廃止にかかる報告 【総括、受援情報】

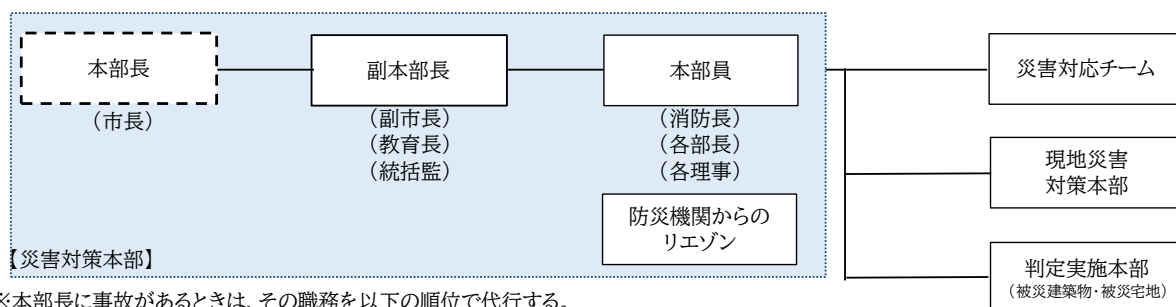
災対本部を設置、廃止したときは、三重県に報告するとともに防災機関、隣接市町並びに地域住民に対し、防災行政無線、電話、市ホームページ等の方法で通知、公表する。

2. 災害対応の体制

災対本部は、本部長が必要に応じて招集し、その会議を主宰する。災対本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、最高意思決定機関として、災害対策に関する重要な事項について協議する。なお、本部長は必要に応じ、国、三重県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。

(1) 災対本部組織図

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】



※本部長に事故があるときは、その職務を以下の順位で代行する。

1. 副市長、2. 教育長、3. 統括監、4. 参集した職員のうち、最上席の者

(2) 災対本部の役割

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

災対本部会議では、災害応急対策実施上の以下の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。会議の事務局は総括チームが担当する。

- 1 災害応急対策活動の総合調整に関すること
- 2 各災害対応チーム間調整事項に関すること
- 3 避難情報及び警戒区域の設定に関すること
- 4 関係機関への派遣要請依頼に関すること。(自衛隊、県、協定市町・民間団体等)
- 5 災害救助法の適用要請及び救助業務の運用に関すること
- 6 激甚災害の指定の要請に関すること
- 7 義援金品の募集及び配分に関すること
- 8 その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

【資料 2-4 第1回災害対策本部会議における協議・決定事項】

なお、災対本部の構成員の役割は以下のとおりである。

●本部長(市長)

- 1 災対本部会議の議長となること
- 2 避難情報等の発令、警戒区域の指定を行うこと
- 3 国、県、自衛隊、防災関係機関、自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと
- 4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること
- 5 災対本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること

●副本部長(副市長、教育長、統括監)

- 1 各災害対応チームの調整(業務分担、要員緊急配備等)に関すること
- 2 本部長が不在、若しくは事故のとき、本部長の職務を代理すること

●本部員(消防長、部長、理事)

- 1 対策本部会議の構成員として、本部長を補佐すること
- 2 本部長、副本部長が不在若しくは事故のとき、本部長、副本部長の職務を代理すること

●リエゾン

- 1 被災自治体(桑名市)の情報収集
- 2 派遣元の団体と被災自治体(桑名市)間の調整

(3) 災対本部の行動原則

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

災対本部は、災害情報の分量や精度が十分でなかったとしても、最悪の事態を想定し、市民の命を守ることを最優先に、先回りして判断をし、行動することを心掛ける。（「プロアクティブの原則」）

※プロアクティブの原則

- a 疑わしいときは行動せよ
- b 最悪の事態を想定して行動せよ
- c 空振りは許されるが、見逃しは許されない

(4) 災害対応チーム（以下、「チーム」という）の役割

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

ア 主な対応

チームの分掌事務は「第1編 第3章 第3節 活動項目」に定めるところによる。

チームには、リーダー・副リーダーを置く。リーダー及び副リーダーは、各々の分掌事務を遂行する。リーダーは各々の分掌事務について、あらかじめ担当責任者を定め、担当責任者はチームの職員と協力し業務を遂行する。

なお、各チームのリーダーは、実施する応急対策業務等において職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、災害対策本部に支援職員の派遣を要請することができる。

イ 状況に応じた組織体制の変更

市内に甚大な災害が発生した場合、地域防災計画に定められた各チームの事務分掌以外に、状況に応じて重要な災害対策を優先的に行う必要がある。このため、本部長は、災害の状況や職員の参集状況に応じて、適切かつ迅速な応急対策活動を実施するため柔軟に組織体制、資源の振り分けを行うこととする。

ウ リエゾン等との連携

防災機関から派遣されているリエゾンや、三重県から派遣される先遣隊等の人員と、連携して活動を行う。

(5) 現地対策本部

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

ア 設置

現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、局所的な災害、又は特定の地域における応急対策活動等を推進するため、本部長が必要であると判断したときに設置する。

イ 設置場所

現地本部は、原則として、被災現場に近い公共施設等に設置する。

ウ 現地本部長等の指名

a 現地本部長の指名

現地本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。

b 現地本部要員の要請

現地本部長は、必要となる職員の派遣を所属するチームのリーダーに求めることができる。

エ 所掌事務

a 被災現地における情報の収集、伝達及び処理

b 被災現地における災害対策関係機関との連絡・調整

c その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(6)判定実施本部【応急復旧】

ア 設置

本部長は、市内の多くの建築物が被災し、判定業務が必要であると判断した場合は、被災建築物応急危険度判定または被災宅地危険度判定を実施する。被災建築物応急危険度判定または被災宅地危険度判定を実施する判定実施本部を災対本部内に設置する。

イ 判定実施本部長等の指名

a 判定実施本部長の指名

判定実施本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。

b 現地本部要員の要請

判定実施本部長は、必要となる職員の派遣を所属するチームのリーダーに求めることができる。

ウ 所掌事務

a 被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定の方針、判定方法等を決定し、判定を実施

b 被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の派遣を要請から受入

c その他必要な事項

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:総括チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
応急対策職員派遣制度(総括チーム)	・被災市区町村への助言	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
気象庁防災対応支援チーム(JETT)	・気象や地震津波等の解説による市町村や関係機関の防災対応の支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害時情報集約支援チーム(ISUT)	・ニーズに応じて災害情報を集約・地図化し、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)での掲載や提供 ・避難所、医療施設やインフラ施設(道路、電気、水道、通信)等の状況を重ね合わせた地図を作成	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
緊急派遣チーム(三重県職員)	・災対本部の初動対応支援	三重県 【根拠法令等:三重県地域防災計画】
罹災証明コーディネーター	・罹災証明書の交付方針の策定支援 ・被害認定調査の実施方針の策定支援 ・被害認定調査に関する助言	三重県 【根拠法令等:-】

第3節 職員の配備体制・動員計画

地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動を実施するために必要な職員の配備・動員計画について定める。各チームは配備・動員計画について、チームを構成する職員に周知を行うとともに、定期的に見直しを行う。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24 時間以内	1. 配備体制 2. 動員計画	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム

1. 配備体制

地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、配備体制及び基準に基づき、ただちに職員は参集しなければならない。チームリーダーは、発災直後の職員の参集状況を把握する。

(1) 配備体制及び基準

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

配備体制及び動員基準は以下のとおりである。

体制	第一次配備	第二次配備	第三次配備
	速やかに災対本部を設置するための前段階として、情報連絡活動等を円滑に行う注意体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、応急対策を迅速適確に行い得る警戒体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市の総力をあげて応急対策活動を行う非常体制
基準	1. 市内震度4の地震が発生したとき	1. 市内震度5弱の地震が発生したとき	1. 市内震度5強以上の地震が発生したとき
	2. 桑名市を含む地域に津波注意報が発表されたとき、又は津波の来襲が予想されるとき	2. 県内(桑名市を除く)に震度5強以上の地震が発生したとき	2. 桑名市を含む地域に大津波警報が発表されたとき
	3. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	3. 桑名市を含む地域に津波警報が発表されたとき	3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき
	4. その他震災に関して、本部長が必要と認めたとき	4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	4. 市内で地震・津波による甚大な被害が発生、又は発生が予想されるときで、本部長が必要と認めたとき
		5. その他震災に関して、本部長が必要と認めたとき	
本部設置	-	災対本部設置	

(2) 参集方法

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

ア 勤務時間内

総括チームは、庁内放送及び職員参集メール等の方法で全職員に対し配備連絡を行い、職員は速やかに災害対応にあたる。

イ 勤務時間外

原則、配備体制及び基準に基づき、職員は自主的に参集する。できる限り有効な手段を用いて、ただちに参集するように努め、参集後は災害対応の指揮命令を受けて必要な任務を行う。

配備連絡がない場合であっても、大きな揺れを感知した、又は、テレビやラジオ、インターネット等により津波警報等の発表を知ったときは、ただちに参集しなければならない。

(3) 参集状況の確認

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

チームリーダーは、指揮命令系統を確立するため発災直後の初動対応において、必要な人員が確保できているかを速やかに把握する。

(4) 配備の解除

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

本部長は、予測された災害の発生危険が解消したと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策等の措置が完了したときに配備を解除する。

2. 動員計画

(1) 動員の原則

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

職員は、勤務時間外においても、配備体制及び基準に達する災害の発生又は発生が予想される事態若しくは災対本部の設置を知ったときは、配備の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに勤務場所又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならない。

なお、交通の途絶、道路の損壊等により勤務場所に参集しがたい場合は、一時的に所在地の直近の公共施設等に参集し、その後、上司の指示に従い活動を行う。

ただし、休職又は停職中の職員、育児休業中の職員、その他所属長が参集困難であると認める職員は参集を要しない。

(2) 参集時の職員の留意事項

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

ア 服装

参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。

イ 参集手段

参集時は、原則として徒歩、自転車、オートバイにより参集する。

※自動車の使用については、禁止するものではなく状況により判断するものとする。

※参集時においては、交通事故等の防止に十分留意するものとする。

ウ 持参物

職員は災害対策に適する装備(防災服等)を持参する。また、軍手、飲料水、食糧、懐中電灯、マスク、消毒用アルコール等必要な用具をできる限り持参するとともに、平時から自宅や職場等に備蓄するよう努める。

エ 参集途上の措置

a 被害状況等の把握

職員は、参集途上に知り得た被害状況を参集後、参集場所の責任者に報告する。

b 緊急措置

職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

オ 参集できない場合

職員自身、家族の被災等のため、参集できないときは、直ちにその旨を上司に報告し、参集可能となった時点で参集する。

(3)通常業務の取扱い

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

大規模な災害等が発生し、全市を挙げての災害対応が必要とされる場合には、災害対応に必要なマンパワーを確保するため、業務継続計画に基づき、実施する通常業務は必要最小限にとどめるものとする。

各所属は、業務継続計画に基づき、実施する通常業務を最小限にとどめた上で、極力必要な市民サービス業務の維持に努めるものとする。

(4)支援体制の構築

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

避難所運営、生活物資等の供給、災害弔慰金、義援金、罹災証明に係る業務等、災害の程度が大きく、担当するチームのみの対応では実施が困難と見込まれる場合、各チームの業務実施状況等を踏まえ、必要に応じ他チームからの職員の派遣を要請するなど、庁内支援体制の構築を図る。

(5)長期化を見据えた職員配置

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

災害対応業務にあたる職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、災害対応業務を庁内各職員で分担して実施する。また、災害対応の長期化を見据え、職員の交代制を構築するよう努め、健康管理や心のケアにも十分配慮する。

第4節 避難の指示

地震発生後の津波や火災、家屋倒壊等により、被害の拡大等が予測される場合において、市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な避難情報の発令及び警戒区域の設定を図る。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 避難情報の発令	総括チーム 受援情報チーム 応急復旧チーム 消防チーム
	2. 避難誘導	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
	3. 警戒区域の設定	総括チーム 受援情報チーム 応急復旧チーム 消防チーム

1. 避難情報の発令

(1)実施責任者【総括、消防】

地震発生後、津波警報等が発表された場合、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を地震に伴う災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。この場合、市長は、その旨を知事に報告する。また、危機の切迫度合いに応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。市長不在時には、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

なお、避難のための立退きの指示等の権限は以下のとおりである。

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	地震等自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難を指示する。 この場合、市長は速やかにその旨を知事に報告する。	基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難を指示する。この場合、速やかにその旨を市長に報告する。	基本法第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災的危険な事態がある場合に避難を命ずる。	警察官職務執行法第4条
消防長 消防署長	危険物、 ガス等の 漏洩、流出	危険物等の漏洩等の事故現場において、火災警戒区域を設定して、その区域から退去、出入の禁止、制限、火の使用を禁止する。	消防法第23条の2
消防吏員 消防団員	火 災	火災現場において、消防警戒区域を設定して、その区域からの撤去を命じ、出入を禁止し若しくは制限する。	消防法第28条
知 事 知事の命を 受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	地すべり等防止法第25条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に避難を指示する。(警職法の準用)	自衛隊法第94条

(2)避難情報発令の基準【総括、応急復旧、消防】

ア 地震の揺れに関する基準等

大きな揺れを伴う地震による被害は様々な場合が想定されるが、概ね以下の事態が想定される際に、対象区域に避難情報を発令する。

- 河川が地震被害を受け、浸水等による危険があるとき
- 火災が拡大するおそれがあるとき
- ガスの流出拡散等により、周囲地域に危険が及ぶと予想されるとき
- 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- その他生命、身体を守るため必要と認められるとき

【資料3-6 気象庁震度階級関連解説表】

イ 津波が発生した際の基準

① 発令基準

津波はその高さが 20cm～30cm程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、生命が脅かされるおそれがあることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合は、直ちに避難行動をとる必要がある。よって、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表の対象とする津波(20cm以上の津波)を避難情報発令の基準とし、これら警報等が発表された場合に発令する。

また、津波は長い時間くり返し来襲し、さらに津波は、第一波(最初に来る波)より数波後の波の方が高くなる場合があることから、津波警報等が解除されるまでの間は、避難を継続する必要があるため、避難情報の発令を継続する。

【資料3-5 津波警報等の発表基準】

②対象区域

対象とする区域は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等の仕事に従事する者、河川・海岸利用者等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域や桑名市津波ハザードマップに示している津波浸水想定区域とする。

■津波予報区

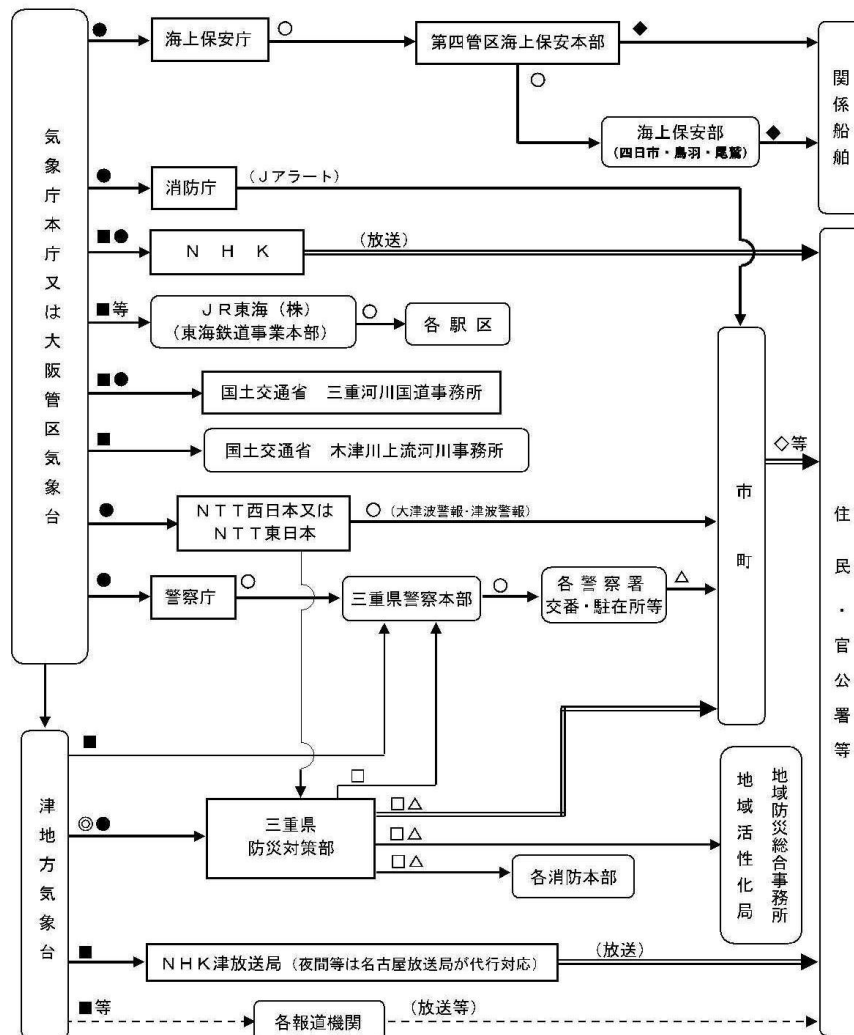
	津波予報区	予測する内容
三重県	伊勢・三河湾	伊勢市以南を除く
	三重県南部	伊勢市以南に限る

■津波警報等と予想高さ・発表される津波高さの関係

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

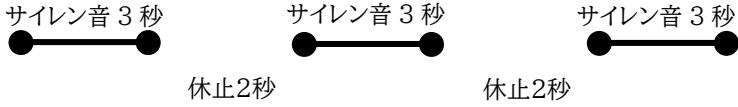
■津波警報等伝達系統図



凡 例	
□	気象業務法第15条の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条の法令による通知系統
---	気象業務法第13条の法令による周知系統
→	三重県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
⇒	気象業務法第15条の2による特別警報の通知もしくは周知の措置の系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線(ADESS回線等)
○	専用の電話・FAX
△	一般の加入電話・FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

■津波警報等をサイレンによって周知する場合

標識の種類	サイレン音
大津波警報	 サイレン音 3 秒 サイレン音 3 秒 サイレン音 3 秒 休止 2 秒 休止 2 秒
津波警報	 サイレン音 5 秒 サイレン音 5 秒 休止 6 秒

④発令基準

○大津波警報、津波警報が発表された場合

災対本部の判断を待たず、市長は直ちに津波浸水想定区域に対して避難指示を発令する。

なお、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」、「緊急安全確保」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

○津波注意報が発表された場合

災対本部を設置し、応急復旧チーム及び消防チームによるパトロールを実施するとともに、漁業従事者、河川・海岸利用者等を念頭に、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる者に退避すること及び海岸付近に近付かないことを注意喚起する。

(3)避難情報の内容【総括】

避難指示等は、次の内容を明示して行う。

ア 要避難対象地域

イ 避難理由

ウ 避難時の注意事項等

(4)避難情報発令の方法【総括、受援情報】

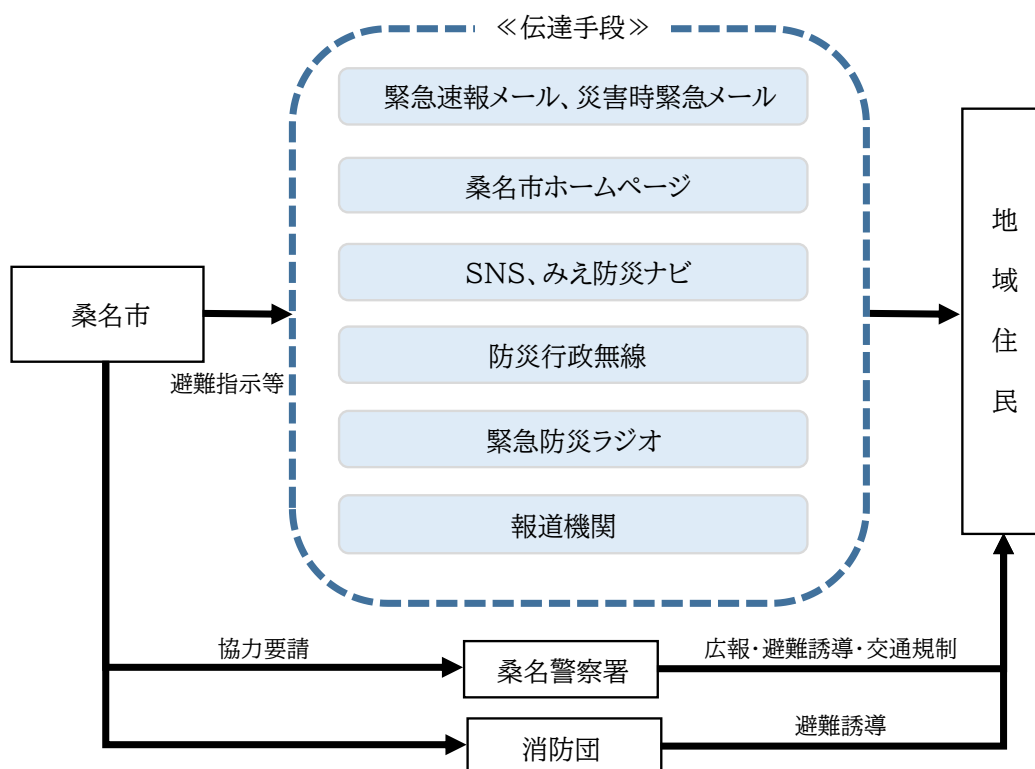
ア 住民等への周知方法

災対本部は、防災行政無線や災害時緊急メール、SNS、市ホームページ、テレビ・ラジオなどの様々な媒体を活用し、住民等へ避難情報の発令を周知する。

また、状況に応じて、現場にいる職員等は、付近住民へ避難情報の発令を周知するとともに、広報車両等による周知を行う。

【資料5-7 指定緊急避難場所一覧】

【資料5-9 指定避難所一覧】



イ 関係機関への報告・連絡

災対本部は、三重県知事及び関係機関へ避難情報を発令した旨を報告・連絡する

(5)避難指示等の解除【総括、受援情報】

避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報解除かつ堤防等の施設に被害がなく安全が確認された段階とし、浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等がすべて解除され、かつ、住宅地等で浸水が解消された段階とする。なお、市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示するとともに、三重県知事に報告するものとする。

避難指示等の解除の住民等への伝達は、防災行政無線や災害時緊急メール、SNS、ホームページによる周知のほか、避難場所として利用する施設等における口頭及び放送・掲示等による伝達、報道機関を通じての広報によるものとする。

2. 避難誘導

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

津波浸水想定区域にいる職員は、津波警報・大津波警報が発表又は避難指示等が発令された場合の安全確保措置として、付近にいる市民を原則、浸水想定区域外の指定緊急避難場所などへ誘導するものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への誘導を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと判断する場合は、近隣の津波避難ビルや堅牢な建物の安全な階などへ誘導を行うとともに、自身も避難するものとする。

なお、地震発生後、同程度もしくはさらに大きな規模の地震(余震)が発生する可能性があること、また、津波についても予想よりも早く到達する場合や第二波以降に最大の津波が来ることがあることに留意する。

3. 警戒区域の設定

(1)実施責任者【総括、消防】

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定は、区域内の居住者等の保護を目的とした立入りの制限、禁止又は退去命令等の制限行為を伴い、また、その履行違反には罰則規定が適用されることから、災害による居住者等の生命又は身体に対する危険が急迫した場合で、その危険が一定の区域内で明白な場合を基準として実施する。

市長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

なお、警戒区域の設定の権限は以下である。

実施責任者	設定の要件	根拠法令
市長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるとき	基本法第63条第1項
警察官	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。	基本法第63条第2項
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。	基本法第63条第3項
消防長 又は 消防署長	ガス・火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法第23条の2
消防吏員 又は 消防団員	火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法第28条第1項

(2)警戒区域設定の伝達【総括、受援情報、応急復旧、消防】

警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示するとともに、避難情報の伝達方法に準じて、必要な情報を設定区域の居住者に伝達する。

(3)警戒区域の解除【総括、受援情報、応急復旧、消防】

市長は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の解除の伝達方法と同様に速やかに警戒区域の解除を周知する。

(4)報告・通知【総括】

ア 知事への報告

市長は、警戒区域の設定を行ったとき、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けたとき又は解除したときは、直ちに知事に報告する。

イ 代行者の報告

警戒区域の設定を行った代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。

ウ 関係機関への通知

市長は、警戒区域の設定を行ったとき又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を通知する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:総括チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
警察災害派遣隊	・避難誘導	三重県又は桑名警察署 【根拠法令等:防災基本計画】

第5節 通信手段の確保

災害対策活動を実施する上で、災害情報の把握は不可欠である。迅速かつ的確な情報の収集伝達が災害対策の成否を決めるため、市及び防災関係機関等は、組織内の通信のほか、機関相互の通信を確保する。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 災害時に用いる通信手段の確認	総括チーム
	2. 通信途絶時の対応	受援情報チーム 物資調達チーム 避難所・教育チーム
	3. 通信設備の応急復旧	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム
	4. 電気通信事業者による対応	

1. 災害時に用いる通信手段の確認 【総括、受援情報、物資調達、避難所・教育】

災害発生時、下記通信手段の使用可否を確認したうえで、市民への情報伝達手段及び県・国等への報告手段を確保する。通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧等により通信手段の確保に努める。また、通信機器によっては、衛星との直接通信を活用して情報収集・伝達が可能なため、通常通信が途絶した場合は、このような機器を優先的に確保する。

以下、通信手段ごとに①機器の種類②通信方向、③使用用途、④災害時、機器使用可否を確認する担当チームを記載する。

【1】固定通信網、移動体通信網等

- ①電話、FAX、携帯電話等
- ②双方向
- ③職員や被災者が外部に対して連絡をするために使用。一般的な通信手段で取り扱いが容易である。
- ④物資調達チーム

【2】内線電話

- ①電話
- ②双方向（庁舎内でのみ使用可能）
- ③庁内において職員間で通話連絡をするために使用。
- ④物資調達チーム

【3】庁内外ネットワーク

- ①グループウェア、共用フォルダ、インターネット
- ②双方向
- ③庁内外において職員間でメール連絡、電子ファイルの共有、庁内外への情報周知をするために使用。
- ④受援情報チーム

【4】災害時優先電話

- ①電話
- ②双方向(発信のみ優先される)
- ③職員が外部の防災機関等に対して電話連絡をするために使用。予め登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話であり、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できるが、受信は規制対象となる。
- ④物資調達チーム

【5】特設公衆電話

- ①電話
- ②発信のみ
- ③被災者が電話連絡をするために使用。災害発生時等に被災者や避難者の通信手段の確保のために設置する発信専用の電話であり、避難所等に設置される。
- ④避難所・教育チーム

【資料5-11 特設公衆電話設置箇所一覧】

【6】衛星携帯電話

- ①電話
- ②双方向
- ③職員が外部の防災機関等に対して電話連絡をするために使用。通信インフラの整備されていない場所での通話が可能である。
- ④総括チーム

【7】三重県防災通信ネットワーク

- ①地上系無線、衛星系無線、有線系無線
- ②双方向
- ③(地上系及び衛星系)県と他市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国機関との通信手段として使用。地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。
(有線系)市町、消防へ気象情報等を伝達するために使用。大容量データ通信が可能。
- ④総括チーム

【8】市防災行政無線(同報系)

- ①地上系無線
- ②発信のみ
- ③屋外スピーカー等により住民等へ情報を伝達するために使用。
- ④総括チーム

【9】市防災行政無線(IP 無線)

- ①IP 無線
- ②双方向
- ③消防団や各避難所等に配備した携帯電話型の無線機で相互通信をするために使用。
- ④総括チーム

【10】地域衛星通信ネットワーク(LASCOM)

- ①衛星系無線
- ②双方向
- ③地上間の通信を衛星を介して行うもので、国や県等から音声・データ・映像の受信をするために使用。
- ④総括チーム

【11】デジタル簡易無線

- ①地上系無線
- ②双方向
- ③近隣市町のデジタル簡易無線設置市町と直接連絡するために使用。
- ④総括チーム

【12】三重県防災情報プラットフォーム

- ①インターネット回線
- ②双方向
- ③県及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、メール等配信サービスから構成される。
- ④総括チーム

【13】FM 回線

- ①コミュニティ FM、緊急防災ラジオ
- ②発信のみ
- ③株式会社シー・ティー・ワイが運用するコミュニティ FM の FM ラジオ電波を活用して、市民に災害時の緊急情報を周知する。
- ④総括チーム

2. 通信途絶時の対応

(1)市民への伝達に関する代替手段【総括、受援情報、物資調達】

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、大津波警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車や可能な手段をもって周知を図る。

(2)県への報告に関する代替手段【総括、受援情報】

県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図るとともに、警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3)東海総合通信局の支援による代替手段【総括、受援情報】

東海総合通信局に対し、必要に応じて携帯型の移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線及び MCA 無線機)や移動電源車等の無料貸与の要請を行う。

また、臨時災害放送局用機器の貸与要請を行い、臨時かつ一時的に FM ラジオ放送局を開設し、被災者に対し情報発信を行う。

なお、重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについて、口頭等により許認可を求めることとする。

(4)避難所等における通信手段の確保【受援情報、避難所・教育】

携帯通信事業者や NTT 西日本株式会社三重支店に対し、避難所等における充電サービス及び Wi-Fi 設置等の支援要請を行う。

(5)衛星通信を活用した代替手段【総括】

通信途絶により、被災者や災害対応に支障が出ないよう、衛星携帯電話や衛星通信を活用したインターネット接続サービス等の多様な通信手段を確保する。

3. 通信設備の応急復旧

大地震の発生により、公衆通信が途絶した場合に備え、各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1)要員の確保【総括、受援情報】

市防災行政無線設備等、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2)応急用資機材の確保【物資調達】

非常用電源(自家用発電用設備、電池等)、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行う。

4. 通信事業者による対応

大地震の発生により通信施設が被災した場合、電気通信事業者【NTT 西日本(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】は、速やかに被害状況の把握及び復旧に努める。

(1)被害確認及び復旧

被害状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、防災関係機関相互の通信回路の確保に努める。

優先順位	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(2)被災者に対する応急対策

通信施設が復旧するまでの間、多くの被災者が連絡手段を確保できなくなることが予想されるため、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話等の充電サービス及び Wi-Fi 設置等の支援を行う。

また、NTT 西日本株式会社においては、避難所等に特設公衆電話の設置を行い、被災者に電話手段の提供を行う。

(3)利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ・通信の途絶状況、利用制限状況及び応急復旧状況
- ・特設無料公衆電話設置場所の周知
- ・災害用伝言サービス提供に関する事項
- ・その他必要な事項

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:総括チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)	・情報通信サービスに関する被害状況の把握 ・地方公共団体等に対する技術的助言や移動通信機器・移動電源車の貸与等の支援 ・臨時災害放送局の開設支援(設備の貸与)	三重県 【根拠法令等:-】
桑名防災アマチュア無線ボランティア会	・通信機器の整備	桑名防災アマチュア無線ボランティア会 【根拠法令等:協定】
NTT西日本株式会社	・特設公衆電話の設置	西日本電信電話株式会社 【根拠法令等:協定】

第6節 災害情報の収集・報告

災害発災直後の市内の災害・被災情報の早期把握が、人命救助や火災対応、自衛隊への災害派遣要請、広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針の決定に大きく影響することから、全てのチームにおいては、正確かつ迅速な情報の収集を行う。報告された情報を整理・活用し、災害の規模、状況等を把握する。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 災害情報の収集	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
	2. SNS・メール等からの収集	受援情報チーム
	3. 災害情報の整理・分析	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
	4. 三重県に対する報告	総括チーム

1. 災害情報の収集

地震・津波が発生した場合、期間ごとに必要とする情報を位置づけ、迅速性を最優先に災害情報の収集を行う。

なお、被害の大きい地域からの情報ほど入手が遅れる（声を出せないところが最も被害が大きい）ことを意識し、情報の入ってこない地域の情報を積極的に取りに行くことが必要である。

(1)参集時

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

地震発生直後の全市域の被害概要を収集するため、参集途上の職員や庁舎外で業務中の職員については、周囲の被災状況を把握し、参集後に被害情報等を報告する。

(2)参集後

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

発災直後の災害の全体像を把握するとともに、行方不明者の捜索など、生命の安全確保を第一に対策を講じる必要があることから、人命救助を主たる目的として、具体的な被害を中心とした情報を優先して収集する。あわせて、避難所の収容者数、交通機関の不通・復旧見込み、ライフラインの障害・復旧情報等を中心とした情報を収集し、被災者に対する生活安定対策を行う。

情報の収集については、電話、FAX、無線等可能な限りの手段を講じて収集する。

<発災直後に優先して収集すべき情報>

主な情報内容		主な収集先	収集方法	チーム
全体把握	・災害対応の方針決定のため、被災人口及び被災建物の推定	警察機関 市職員 市民	電話 無線 現場確認(ドローン等)	総括 生活再建
地震・津波	・地震(余震情報) ・長周期地震動 ・津波情報 ・津波警報等の発表状況	気象庁 三重県	電話 無線	総括
人命	・死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ・建物倒壊等に伴う生き埋め災害情報 ・孤立発生状況 ・職員の安否確認	警察機関 医療機関 市職員 市民	電話 無線 現場確認(ドローン等)	全チーム
被害拡大	・火災発生の状況 ・危険物の漏洩、ガス漏れ情報 ・堤防、護岸の状況 ・がけ崩れ等の二次災害発生情報 ・道路などの活動上重要な施設の被害状況	国土交通省 警察機関 三重県 東邦ガスネットワーク 市民 関係する機関	電話 無線 現場確認(ドローン等)	全チーム
その他	・市役所等災害活動拠点の被害状況 ・その他被害状況	市職員 市民 報道機関 関係する機関	電話 テレビ・ラジオ SNS 現場確認(ドローン等)	全チーム

<収集すべき情報>

情報内容		収集先	方法	チーム
避難	・避難所の設置状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所以外における避難者数 ・帰宅困難者発生状況 ・物資供給状況	避難所 JR 東海 近鉄 三重交通 三岐鉄道 養老鉄道 関係する機関	電話 無線	物資調達 避難所
被害	・人的被害状況 ・建物被害状況 ・二次被害状況 ・公共施設被害状況 ・土木施設被害状況 ・農林水産関係被害状況 ・三重県下全域の被害状況	国土交通省 警察機関 三重県 市民	電話 無線 現場確認(ドローン等) SOBO-WEB	全チーム
消防	・119 番通報の入電状況 ・火災発生状況及び延焼状況 ・救助、救急事案の発生及び対応状況 ・危険物施設等の被害状況 ・ガス漏れ等の発生状況	警察機関 東邦ガスネット ワーク 市民 関係する機関	電話 無線 現場確認(ドローン等) SOBO-WEB	消防
教育施設	・教育施設被害状況 ・保育施設被害状況	教育施設 保育施設	電話 現場確認(ドローン等)	医療保健 教育
医療救護・社会福祉	・医療機関の被害状況 ・応急救護所等の設置及び活動状況 ・傷病者の収容状況 ・社会福祉施設の被害状況	医療機関 福祉施設 医師会 社会福祉協議会	電話 EMIS D24H SOBO-WEB	避難所 医療保健
ライフライン(上下水道除く)	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況	中部電力パワーグリッド 東邦ガスネット ワーク NTT 西日本 ドコモ東海 CS	電話 SOBO-WEB	応急復旧

情報内容		収集先	方法	チーム
上下水道	・被害箇所と被害程度 ・断水状況 ・応急措置等の対応状況	企業 市民	電話 現場確認(ドローン等)	上下水道
交通機関	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況	JR 東海 近鉄 三重交通 三岐鉄道 養老鉄道	電話 SOBO-WEB	受援情報
道路	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況	国土交通省 三重県 中日本高速道路	電話 現場確認(ドローン等) SOBO-WEB	応急復旧
治安	・被災地域の治安状況 ・デマ・流言に関する情報	警察機関	電話 無線 現場確認(ドローン等)	総括 受援情報
災害救助	・災害救助法適用判断に必要となる情報	三重県	電話	総括
その他	・その他被害箇所と被害の程度 ・その他必要な情報等	関係する機関	電話 無線	全チーム

2. SNS・メール等からの収集【受援情報】

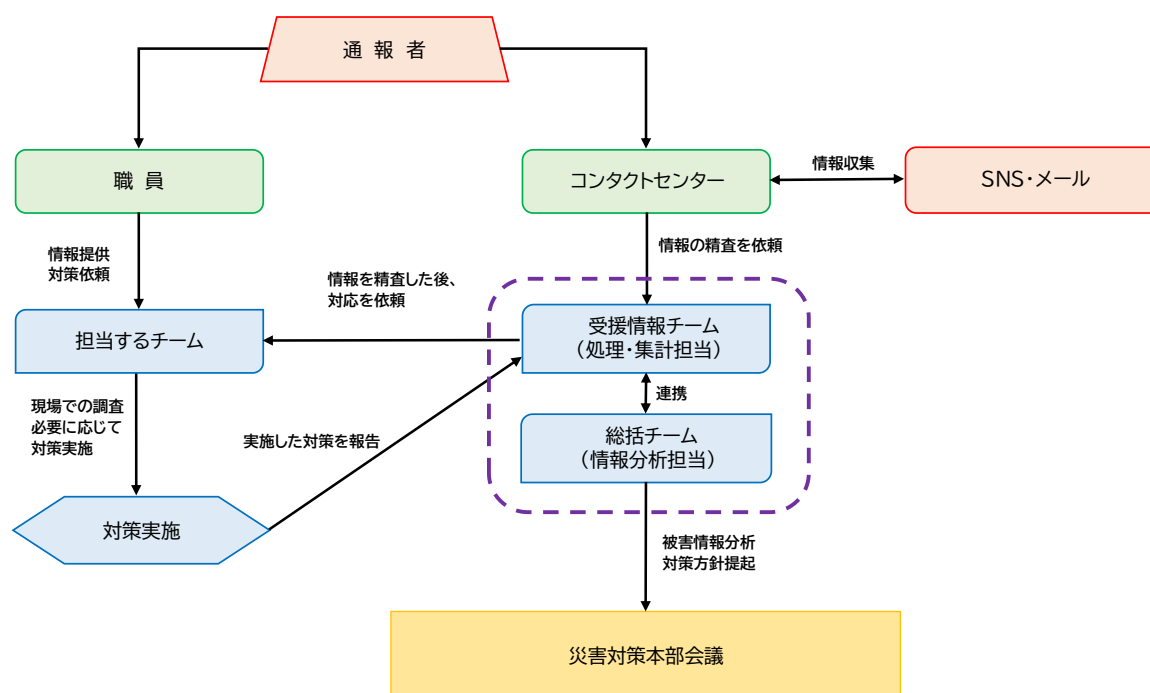
受援情報チームは、被災地域等からの情報を速やかに把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等を活用して、写真や動画等を伴う投稿を中心に能動的に情報収集を行う。なお、SNS等の情報は情報源が不明なものやデマ、古いものが含まれているため、SNS等の不安要素を踏まえた情報活用に注意する。

3. 災害情報の整理・分析

(1) 災害情報の整理・報告

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

収集した情報については、以下のとおり報告を行うものとする。原則、ファイルサーバーや庁内メール、防災アプリ等を活用して、伝達するが、通信環境の途絶により使用できない場合は、紙媒体を活用する。上記のとおり報告するいとまがない場合は、即報として口頭で報告し、事後に紙媒体等で報告を行う。



担当	役割
コンタクトセンター	受援情報チームは、災害の状況により必要な場合、電話、FAX、メール、問い合わせフォーム、SNS 等による専用問合せ窓口(コンタクトセンター)を設置する。コンタクトセンターは市民からの問い合わせ対応を行い、情報の精査が必要な場合、受援情報チームへ依頼する。
受援情報チーム (処理・集計担当)	コンタクトセンターから精査が必要な情報の報告を受けた場合、被害状況や発生場所等の精査を行い、担当するチームに対して、対応を依頼する。 また、市民からのメールや SNS 等に掲載された情報を精査し、被害情報等の情報収集を行い、必要に応じて、担当するチームに対して、対応を依頼する。あわせて、各担当チームが実施した対策の記録を行う。
総括チーム (情報分析担当)	受援情報チームが収集した情報や各災害対応チームの実施した対策等を整理・分析し、被害予測や被災者ニーズより全体の方針や、中長期的な需要予測や復旧目標を設定し、災害対応業務の優先順位を検討する。適宜、災害対策本部会議へ対策方針の提起を行う。

全チーム	職員や受援情報チームから提供された情報に基づき、現地調査を行う。必要に応じて、被害防止のための応急措置を行う。 被害状況や応急措置の内容等を受援情報チームへ報告する。
全職員	市民等から電話等の方法により被害情報等の提供を受けた場合、担当するチームに対して、情報を提供し、対応を依頼する。

(2)災害情報の分析【総括】

発災直後においては、災害の全体像の推測とそれに基づく本災害が本市に及ぼす危険度、災害の進捗状況の予測・分析が非常に重要である。その後は、中長期的な需給予測及び復旧目標を設定し、業務の優先順等を検討する必要がある。そのため、総括チームは受援情報チームに集約された情報や各チームが実施した対策等を基に、被害や被災地のニーズ等の予測・分析を行い、上記の対応を含めた全体方針の検討を担うものとする。

分析項目	役割
被害予測の把握	発災時における気象庁発表等の地震被害の状況から、事前に各防災関係機関が事前予測した被害想定値を基に、本市の被害の想定を進言を行い、市全体の対応についての助言を行う。また、直後から入手した市の被害状況から予測値の修正を重ね、最新の被害状況の把握に努める。
重要情報への対応	災対本部若しくは受援情報チームに集約された情報に対して、重要度と緊急度を検討し、優先すべき情報のトリアージを行い、重要情報への対応の漏れを防ぐ。 以下に優先すべき情報の例を記す。 ① 人命に関わること ② 入手した内容の変化が早いと思われる情報 ③ 時間的制約に迫られた重要な内容 ④ 被害規模や被災範囲の拡大につながる情報 等
中長期的な需給予測の把握	人的及び建物被害等の状況から、想定される避難者数等を勘案し、必要とされる物資等の需給予測値を算定し、災対本部に提言を行う。
復旧目標の進捗管理	市全体としての災害目標と各チームが行う災害対応との調整を図る。
業務の優先順位の検討	各チームは、地域防災計画に定めた「活動項目」「活動開始時期」に基づき、応急対策の実施を行うものとするが、災害の規模等によりその目標時期が異なってくることから、災対本部会議で定めた市の方針と目標完了時期を勘案し、全体の調整機能を担うものとする。
事業継続体制への移行の準備	大規模災害における初動時においては、一時的には通常業務を中断せざるを得ない状況下に陥るが、災害対応の全体像から稼働率を落としてでも再開すべき業務等についての検討を行う。

4. 三重県に対する報告

三重県に対する被害状況等の報告は、災害対策基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、防災情報システムまたは防災行政無線により県対策本部へ速やかに報告する。県対策本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

(1)概況報告【総括】

初期は、被害の有無及びその程度の全般的な概況についての報告し、正確性よりも迅速性を優先する。報告内容は、三重県災害対策活動実施要領に基づく内容とし、市から桑名地方災害対策部を経て報告する。なお、県の様式の代替として被害速報送受信票も可とする。

県下に震度4以上の地震があったときについては、すみやかにその第1報を報告する。

通信手段の途絶、輻輳により桑名地方災害対策部及び県災対本部に連絡できない場合には、市は直接総務省消防庁へ連絡する。また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、市はその状況を桑名地方災害対策部のほか、直接総務省消防庁に対しても報告するものとする。

また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等(震度5強以上の地震発生等)については、可能な限り早く、発生から原則 30 分以内に、分かる範囲で第1報を桑名地方災害対策部または県災対本部に対して報告するものとする。

(2)災害速報【総括】

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び三重県災害対策活動実施要領に基づく内容とし、市から桑名地方災害対策部を経て県災対本部事務局総括班に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により桑名地方災害対策部及び県災対本部に連絡できない場合には、市は直接総務省消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に住家等被害状況速報を、桑名地方災害対策部を経由して県災対本部に報告するものとする。

(3)被害報告【総括】

ア 中間報告

上記(1)、(2)の速報後の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式または項目により県関係機関に報告する。

イ 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告する。報告要領は、上記「ア 中間報告」のとおりとする。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:総括チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
三重県隊友会	・災害関連情報の収集及び伝達	三重県隊友会 【根拠法令等:協定】
中部電力パワーグリッド株式会社中部営業所	・無人航空機を用いた情報収集	中部電力パワーグリッド株式会社中部営業所 【根拠法令等:協定】

第7節 救助・救急及び消防活動

地震発生時に発生する崖崩れや建物倒壊等による生き埋めや火災の発生に伴う救助・救急活動を迅速かつ的確に行うための体制を確保する。

また、地震発生時に伴う火災等の警戒、鎮圧、被害の拡大防止及び市民の生命、身体、財産を保護するため、消防の施設、装備、人員を最大限に活用し、消防活動を行う。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24 時間以内	1. 救助・救急活動の実施及び調整	総括チーム 消防チーム
	2. 消防活動の実施及び応援・受援	消防チーム
	3. 消防団の活動	
72時間～1か月以内	4. 惨事ストレス対策	消防チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「被災者の救出」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 救助・救急活動の実施及び調整

市は、消防機関及び消防団等の機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

(1)想定される救助事案【消防】

- ア 地震火災時に渦中に取り残されたような場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ウ がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂等の下敷きとなった場合
- エ 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
- オ ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
- カ 災害により孤立した場合 など

(2)大規模災害時の救助活動【消防】

同時に多数の救助事案が発生していることが想定されるため、以下のことに留意して救助体制を早期に確立する。

- ア 救助事案が多発し、多数の負傷者が発生した場合は、警察、自衛隊等関係機関と活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を速やかに確立し、効果的な活動を行う。
- イ 簡易な救助活動は、消防団や自主防災組織、自治会等に協力を求めて実施する。
- ウ 救助事案が多発した場合、救助活動を行った場所、検索を実施した場所については、他の救助隊が再び活動を行うことのないよう目立つ場所に「救助済」「検索済」を示す何らかの表示を行う。

(3)要救助者の位置情報取得【総括、消防】

災対本部は、要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

(4)救急活動【消防】

医療保健チームと連携し、負傷者受け入れ可能医療機関を把握し、負傷者の搬送を行うとともに、現地救護所での活動を実施する。

負傷者の応急処置及び搬送は、緊急の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他負傷者は消防団や自主防災組織、自治会等に協力を求めて処置を行う。

(5)ヘリコプターによる救助・救急搬送【総括、消防】

孤立集落において急病人が発生した場合など、ヘリコプターによる人命救助や救急搬送、資機材搬送等が必要となった際は、三重県防災ヘリコプターに関する支援協定の定めるところにより出動要請を行う。

また、円滑な救急活動等を実施するために、自衛隊ヘリコプターや海上保安庁ヘリコプター、三重県警察ヘリコプター等の活用について、防災関係機関と連携・協力した活動を行う。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

【資料7-1 臨時ヘリポート一覧】

(6)関係機関等との連携【消防】

被災者の救助・救出は、迅速に実施する。しかしながら、救助・救出の内容、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあることから、県、消防機関、警察及び隣接市町、自衛隊等と連携して実施する。

2. 消防活動の実施及び応援・受援

地震発生時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に発生し、災害全般に対し消防力が劣勢になることが懸念される。そのような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるため、火災の早期発見と鎮圧に努める。

(1)消火活動【消防】

地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するため、地域内で火災が発生した場合、先ずは、住民が主体となって、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行い、その後、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2)情報収集及び資機材の調達等【消防】

通信機器の障害、人心の動揺等によって、必要な情報の収集が困難となることが予想されるため、防災関係機関との密接な連携を確保し、迅速かつ適確な情報収集に努める。

必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材等を確保し、効率的な活動支援を行う。

また、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うため、通信体制及び手段の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

(3)協定に基づく応援要請【消防】

市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

(4)緊急消防援助隊の応援要請【消防】

災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

3. 消防団の活動【消防】

災害が発生又は発生するおそれがあるときは、「桑名市消防団災害等活動要領」等に基づき、消防団員の配備を行い、主に以下の活動を実施する。

- (1) 地域住民に対し、広報を実施する。
- (2) 消防職員と連携して、消火、人命検索、救助、救急活動等を行う。
- (3) 避難の指示がなされたときは、避難の要否、避難場所等を住民に周知し、避難の誘導に当たる。

【資料4-4 桑名市消防団災害等活動要領】

【資料4-5 桑名市消防団津波災害時の行動基準】

4. 惨事ストレス対策【消防】

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また消防機関は、必要に応じて県を通じ、総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:消防チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
自衛隊	・要救助者捜索及び救助活動	三重県又は自衛隊 【根拠法令等:災害対策基本法第68条の2】
海上保安庁	・要救助者捜索及び救助活動	三重県又は海上保安庁 【根拠法令等:災害対策基本法第70条第3項】
警察災害派遣隊	・要救助者捜索及び救助活動	三重県又は桑名警察署 【根拠法令等:防災基本計画】
緊急消防援助隊	・要救助者捜索及び救助活動 ・延焼防止等消火活動	三重県 【根拠法令等:消防組織法第44条】
三重県防災航空隊	・要救助者捜索及び救助活動	三重県 【根拠法令等:協定】
三重県内消防機関	・要救助者捜索及び救助活動 ・延焼防止等消火活動	県内消防機関 【根拠法令等:協定】

第8節 安否不明者等の氏名等の公表

災害発生時の救助活動の効率化・円滑化に資するため、災害の状況に応じて、安否不明者の氏名等の公表を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図る。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24 時間以内	1. 安否不明者・行方不明者の氏名等の公表	総括チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 消防チーム
72時間～1か月以内	2. 死者の氏名等の公表	総括チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム

本節の活動内容については、「第3編災害応急対策【風水害対策編】 第3章公助 第11節 安否不明者等の氏名等の公表」(3-79頁)を準用する。

第9節 医療救護

大規模な災害が発生した場合は、市内で多数の傷病者が発生し、さらに医療機関も被災することが予想され、医療機関が一時的に混乱したり、医療活動が停滞したりすることが考えられる。このため、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、市民の生命を最優先に守るため、初期医療体制や搬送体制強化を図る。

また、医師会等関係機関との連携により、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 医療情報の収集伝達	医療保健チーム
	2. 応急救護体制の整備	医療保健チーム 消防チーム
	3. 医薬品・医療資機材等の調達	医療保健チーム

本節の活動内容については、「第3編災害応急対策【風水害対策編】 第3章公助 第10節 医療救護」(3-74頁)を準用する。

第10節 避難所の開設及び運営

地震発生後の津波や火災、家屋倒壊等により住家を失った住民等の一時的な受入れ施設である避難所のうち、主として指定避難所の開設及び運営、健康被害等を防ぐための避難所の環境整備について定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 避難所の開設及び避難者の受入れ	避難所・教育チーム 応急復旧チーム
24時間～72時間以内	2. 避難所の運営	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム
	3. 県及び他市町へ避難者受入の要請	総括チーム
72時間～1か月以内	4. 避難所の集約・閉鎖	避難所・教育チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「避難所の設置」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 避難所の開設及び避難者の受入れ

本部長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合には、必要に応じて避難所を開設し、市民等を一時的に収容し保護する。

なお、被災地域が広範囲で甚大な被害となり、市内の避難所では避難者の十分な収容スペースを確保することが困難と判断される場合は、知事等と協議し、隣接市町等に収容を要請するか、あるいは隣接市町等の建物・土地を借り上げて避難所を開設する。

(1) 避難所の開設 【避難所・教育、応急復旧】

ア 避難所担当職員の派遣

避難所・教育チームは、本部長の指示に従い避難所担当職員を指定避難所に派遣し、避難所の開設及び運営にかかる業務を行う。

【資料5-9 指定避難所一覧】

イ 避難所の開設判断

・基本的な開設対応

地震発生後の避難所の開設に際しては、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するため、応急復旧チームは必要に応じて県と連携し、避難所の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

避難所・教育チームは当該避難所の安全性を確認した後、施設管理者等と協議のうえ開設判断するものとする。

・緊急の開設対応

避難所は被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定後による開設を基本とするが、既に避難者が集まっており、天候等の状況により判定を待つことができない場合は、職員や施設管理者等の簡易判定により安全を確認した後、体育館等の広いスペースへ避難者を誘導する。

ウ 避難所の状況に関する報告

職員は、施設の被害及び避難状況等について、電話、FAX、IP 無線等を用いて避難所・教育チームへ連絡報告する。

エ 資機材等の設置

避難所を開設した際には、災害状況に応じて、資機材等の設置を行う。

オ 要配慮者への配慮

要配慮者の処遇については、十分配慮することとする。（「第11節 要配慮者への対応」参照）

カ 指定外避難所の扱い

避難者が指定避難所以外の施設へ避難し、その規模等から支援が必要と判断される場合は、市災対本部へ報告し、人員及び物資の支援等の協議を行う。

キ 高圧受電設備の確認

災害により発生した停電から復電する際には、施設に設置されている高圧受電設備の被害状況の確認が必要なため、事業者に対して設備の確認依頼を行う。

(2)施設管理者の措置【避難所・教育】

ア 施設管理者は、避難所・教育チームから避難所開設を要請された場合に備え、あらかじめ定める方法により、避難所として使用される施設や設備の事前確認を行うなど、避難所の開設体制を整える。

イ 多くの避難者が既に避難している状態で、避難所・教育チームから避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、施設管理者の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な受け入れ措置を行うとともに、避難状況等について避難所・教育チームに連絡する。

ウ 学校施設については、薬品などの毒劇物および危険物が置かれている理科室等を除き、あらかじめ決められた順番で教室及び体育館等を開放し、使用させる。

(3)避難所のレイアウト【避難所・教育】

避難所のレイアウトに関しては、「桑名市避難所運営マニュアル」に基づき、避難人員等の状況を把握するとともに、下記のスペースを確保するものとする。なお、可能な限り避難者や避難所が所在する地域の自治会等の意見を尊重して地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な管理に基づく運営となるよう配慮する。

- ア 居住スペース(避難者1人に対し最低限 3.5 ㎡)及び通路の確保
- イ 避難者に情報が行き渡るよう掲示板を設置
- ウ 物資を置くスペースの確保
- エ プライバシー配慮のため目隠しを付けた男女別更衣室・トイレや女性用洗濯物干場の確保
- オ 要配慮者に配慮したスペースの確保(トイレの近くに居住、出入口等にスロープ設置等)
- カ 安全・安心に学習や遊びができる子どもの居場所の確保
- キ 給水所や暖房器具スペースの確保
- ク 体調不良者を受け入れるスペースの確保
- ケ ペットを同行避難させた場合のペット管理スペース(ただし、補助犬については、周囲に配慮しつつ、避難者と同じスペースに避難させる)

(4)避難状況等の報告(避難人員等の掌握)【避難所・教育】

避難所担当職員は、下記の状況を避難所・教育チームに定時報告し、避難所・教育チームはこれを避難所別に取りまとめる。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 受け入れ人員、世帯数、車中泊避難者、傷病者数及び要配慮者の数等
- ウ 食料・飲料水及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数
- エ 周囲の被害状況
- オ その他必要な事項

なお、上記の状況が著しく変化した際には、避難所担当職員は避難所・教育チームに適時報告する。

(5)津波警報・大津波警報が発表された場合の対応方法【避難所・教育】

津波警報・大津波警報が発表された場合は、以下の表のとおりとする。

●津波浸水想定区域内の施設

勤務時間内	職員等が緊急避難場所としての機能を確保したうえで、当該職員等は浸水想定区域外の公共施設へ退避する。
勤務時間外	震度5強以上の場合は地震自動解錠ボックス内の鍵を使用するなどして、避難者が緊急避難場所として利用する。

●津波浸水区域外の施設

勤務時間内	施設の担当職員が施設の安全を確認したのち、避難所として開設する。
勤務時間外	施設の安全を確認するとともに、地震自動解錠ボックス内の鍵を使用するなどして、避難者もしくは避難所担当職員が避難所を開設する。

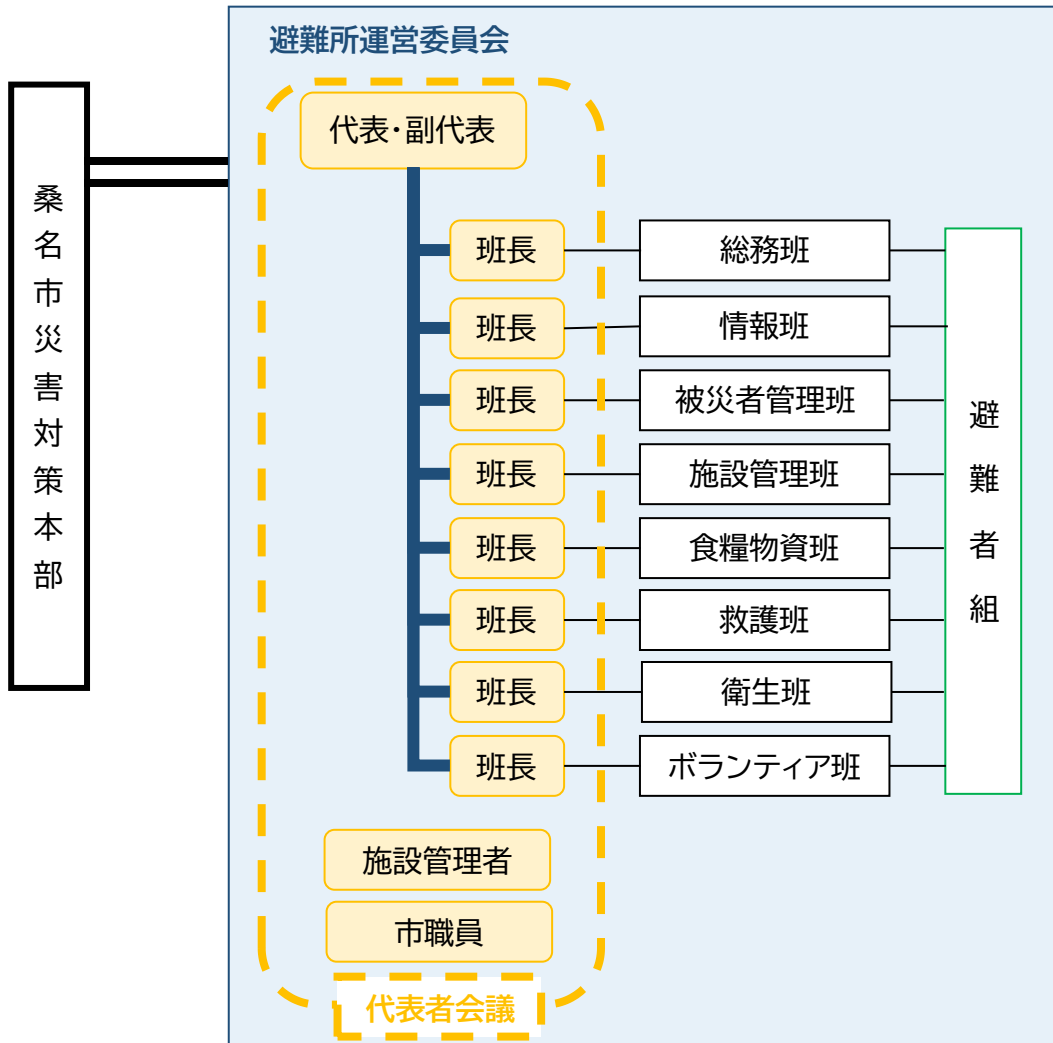
2. 避難所の運営

避難所は、自治会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員、ボランティア等がそれぞれの役割を果たし、協働して運営するとともに、「避難所運営委員会」の早期立ち上げに努め、避難者が自主的に管理運営できる体制への移行を図る。

各避難所の運営方法や役割分担は、「桑名市避難所運営マニュアル」等に基づき決定する。

また、避難所運営では、災害時要援護者や性別等によるニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理を行う。

＜避難所運営委員会組織図＞



避難所運営委員会

避難所運営委員会とは、避難所の運営を自主的に協議し、決定するために、避難者の中から互選された避難者（自主防災組織や自治会の代表者・役員等）が、市職員や施設管理者の協力のもと、自主的に避難所運営を行う組織である。この避難所運営委員会には代表者・副代表者及び避難所運営についての様々な業務を行う8つの運営班が存在する。

<代表者・副代表者>

- ・要配慮者への配慮
- ・管理、運営の申合せ
- ・施設管理者及び災対本部との調整、統括
- ・避難所運営員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整

①総務班

- ・運営委員会内の連絡・調整
- ・代表者会議の準備・記録
- ・災対本部及び関係機関との連絡・要請窓口
- ・外部との窓口
- ・避難者及び避難所外避難者からの意見・要望の受付

②情報班

- ・情報収集と総務班との連絡・調整
- ・収集した情報の多様な手段での避難者等への提供
- ・要配慮者や避難所外避難者に配慮した情報提供
- ・外部への避難者情報の提供

③被災者管理班

- ・避難者及び避難所外避難者の把握・リストの作成、避難者等の入退所管理
- ・訪問者の受付、マスコミ等部外者の入出管理
- ・郵便・宅配便の受付、避難者への手渡し等

④施設管理班

- ・施設の警備による防犯、危険箇所への対応
- ・施設利用場所の選定と利用計画の作成

⑤食料物資班

- ・救援物資・日用品物資の調達、管理
- ・避難者への配給及び避難所外避難者への配給方法の掲示・配給

⑥救護班

- ・傷病者への対応
- ・要配慮者への対応
- ・避難者の健康状態の確認

⑦衛生班

- ・感染症予防(手洗い・消毒の励行推進)
- ・生活衛生環境の管理

⑧ボランティア班

- ・ボランティアニーズの把握・受付
- ・ボランティアの要請、配置、調整

(1)避難所担当職員の役割【避難所・教育】

避難所・教育チームは、避難所担当職員の派遣により、施設管理者、地域団体、避難者、及び地域の各種団体等が連携した避難所運営をサポートするとともに、適時交代職員を派遣し、適確な申し送りをさせることにより、円滑な避難所運営を図る。

避難所担当職員は、地域団体、避難者、施設管理者等と連携しながら、自主的な避難所運営ができるようサポートするとともに、状況を把握して避難所内の課題解決に向けた要請・調整を行う。併せて、避難者のニーズについても把握し、災害時要援護者や性別等によるニーズの違い、健康管理やプライバシーに配慮がなされるよう調整を図る。

(2)施設管理者等の役割【避難所・教育】

避難所施設の施設管理者や職員は、避難者の居住スペースや共有スペースを設置する際の調整や助言を行うなど、施設や設備の活用に関することを中心に、運営の支援を行う。

(3)避難所運営にかかる他チームの役割

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、医療保健、応急復旧、上下水道】

避難所・教育チームを除いた他のチームは、避難所・教育チームからの報告等により、市内の避難所の状況を的確に把握し、必要に応じ主に以下の避難所の管理・運営のバックアップを図る。

【総括チーム】

連絡体制等の確保(災対本部及び避難所間)

災害時用公衆電話(特設公衆)や携帯電話充電器等の設置依頼

【受援情報チーム、応急復旧チーム、上下水道チーム】

復旧情報の提供(水道、ガス、電気、電話、道路等)

【物資調達チーム】

必要物資等の手配(毛布、食料、飲料水、生活用水、衣類、食器、カイロ等)

【環境衛生チーム】

し尿及び生活ごみの処理

【医療保健チーム】

避難者の健康管理

(4)避難者への配慮【避難所・教育】

避難所では、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、避難者の形態も様々であることから、避難所運営の各種活動については、以下のような点に配慮しながら実施する。

①要配慮者への配慮

居住空間や物資、情報提供、避難所での行動など、要配慮者への配慮を十分に行うとともに、必要に応じて、福祉避難所や医療機関等の他施設での受入れ等について、本部との協議を行う。

②性別等によるニーズの違いへの配慮

毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、要配慮者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーに配慮するとともに、運営への女性の参画を図り、多様なニーズに対応できる相談体制整備に努める。

③避難者内の規律・防火・防犯への配慮

避難所内の規律や防火・防犯ルールを明確にし、避難者への周知徹底を図る。避難所における女性や子どもに対する加害の防止に努め、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

④衛生環境への配慮

ごみ集積場所を設置し、分別等の利用計画を徹底するなど、避難所の衛生環境の整備に努める。トイレについては、施設のトイレの使用可否を早期に確認するとともに、被害状況により災害用簡易組立トイレを活用する等、対応を決定する。また、飲用水の安全性を確保するため貯水槽等の状況を把握するとともに、使用方法について周知を行う。

⑤ペット飼育管理への配慮

ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置し受け入れる。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下、適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努める。

⑥多様な文化的背景への配慮

様々な文化や習慣の違いがあることを踏まえ、可能な範囲で環境の整備や食料の調達・配付などに配慮する。

⑦車中泊避難者への配慮

長時間同じ姿勢で過ごすことによるエコノミークラス症候群や、エンジンをかけたままにすることによる一酸化炭素中毒などの健康リスクが指摘される。そのため、車中泊避難者には、十分に注意と配慮を行う。

(5)福祉避難所の開設・運営【避難所・教育】

福祉避難所の開設・運営にあたっては、「第11節 要配慮者への対応」を参照。

(6)避難生活長期化対策(被害が甚大である場合)【避難所・教育】

被害が甚大である場合、避難生活の長期化が見込まれるため、以下の体制や環境の整備について適時行うものとする。

ア 避難所運営委員会の自主運営

避難所運営委員会については、開設当初の地域中心の形から避難者中心へと移行されるよう避難者の参画を推進し、自主的な管理・運営体制を早期に確立する。

イ 生活環境の確保

避難生活が長期化する場合は、防犯などの安全確保や車中泊によるエコノミークラス症候群、ストレス・衛生環境等への対策が必要となることから、間仕切りの設置等によるプライバシーの確保や入浴・洗濯等の日常生活の確保、避難所での生活に関する相談・健康相談・指導を行う。

3. 県及び他市町へ避難者受入の要請【総括】

地震災害により被害が甚大であり、市内の指定避難所等を開設してもなお、避難者を全て受け入れることができない場合、県有施設や他市有施設への受入れ要請を行う。なお、調整に関する業務は総括チームが行う。

4. 避難所の集約・閉鎖【避難所・教育】

被害の鎮静化に伴い、教育施設等において早期の学校授業の再開や各施設本来の機能が求められるようになってくることから、避難所の今後の利用見通しや閉鎖時期等について、避難所運営委員会は施設管理者や避難所・教育チームと協議し閉鎖の検討を行う。

ライフラインの復旧や周辺店舗の営業再開、応急仮設住宅の建設等により避難者が自立した生活を取り戻せることができると判断した場合は、避難者に対して避難所の閉鎖を予告し、周知したうえで避難所を閉鎖する。

また、避難者数がわずかとなった場合は、避難所・教育チームと協議し、残っている避難者に統合を周知し、希望を確認して他の避難所を手配し他の近隣避難所と統合するなど、避難所の集約・閉鎖を段階的に実施する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:避難所・教育チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
応急対策職員派遣制度(対口支援団体)	・避難所運営支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
地方公共団体職員	・避難所運営支援	地方公共団体 【根拠法令等:協定、地方自治法第252条の17、全国市長会】

担当:医療保健チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
災害派遣福祉チーム(DWAT)	・避難所における福祉的な視点からの支援(避難生活中の困りごとに関する相談支援、避難所内の環境整備等)	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害時感染制御支援チーム(DICT)	・避難所等の衛生状態や健康状況の把握(情報収集・分析等) ・感染症の専門家による、避難所等における感染症対策の助言	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本災害リハビリテーション協会(JRAT)	・避難所等におけるリハビリテーションニーズの把握(精神・身体機能、活動能力、転倒リスク等の評価) ・リハビリテーション医療の視点からの、被災者の生活不活発病予防、早期の自立生活の再建に関する支援(運動指導、安全に自立して生活できる環境の調整、福祉用具の選定・調達等)	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)	・避難所等の被災者への栄養アセスメントと、その結果を踏まえた栄養・食生活支援 ・特殊栄養食品(アレルギー対応食等)ステーションの設置	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
薬剤師チーム(日本薬剤師会)	・健康相談 ・避難所等の衛生管理、環境管理	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
保健師等チーム	・被災者の健康管理の支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】

第11節 要配慮者への対応

災害時において要配慮者は、的確な避難情報の把握ができないことや自力では避難できない状況にあるなど、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれる場合があることから、要配慮者へ適切な対応を行う。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 避難行動要支援者の安否確認	避難所・教育チーム
24時間～72時間以内	2. 在宅の要配慮者への応急対策	受援情報チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム
	3. 要配慮者利用施設における応急対策	避難所・教育チーム 医療保健チーム
	4. 指定避難所等での配慮	避難所・教育チーム 医療保健チーム
	5. 福祉避難所の開設・運営	避難所・教育チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「福祉サービスの提供」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 避難行動要支援者の安否確認【避難所・教育】

災害発生後に、避難行動要支援者名簿（全体名簿）を効果的に活用し、速やかに避難行動要支援者の安否確認や災害情報の伝達に努め、状況に応じて避難行動の支援が行われるよう努める。安否確認が困難あるいは危険と判断される場合は、消防本部へ支援の要請を行うよう促す。

2. 在宅の要配慮者への応急対策

災害発生時及びそのおそれがあるとき、在宅の要配慮者に対する支援については、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会等の協力を得て実施する。

(1) 実態調査【避難所・教育、医療保健】

要配慮者に適切な支援を実施するため、発災後2～3日目を目途に、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、およびボランティア等の協力を得て在宅で生活する要配慮者の実態調査を行い、ニーズの把握に努める。

(2)食料、生活物資等の確保と配布を行う際の要配慮者への配慮【避難所・教育】

食料、生活物資等の購入ができない状況が長期化する場合において、要配慮者に配慮した食料、生活物資等を確保する。また、地域団体等の協力を得て、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(3)情報発信にかかる要配慮者への配慮【受援情報】

災害時に要配慮者は情報の取得が困難な場合が予想されるため、市は、手話や点字、多言語化など可能な限りの方法を用いて情報発信を行う。

(4)保健・福祉巡回サービス【避難所・教育、医療保健】

被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、医師、保健師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、介護サービス事業所などと連携し、住宅で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスの実施に努める。

3. 要配慮者利用施設における応急対策

(1)入所者等の避難及び安否確認、施設被害状況の確認【避難所・教育、医療保健】

要配慮者利用施設の管理者は、地震発生直後、津波情報や避難情報等を的確に収集し、予め定めた避難誘導方法等に従い、入所者の避難誘導を行うとともに、入所者及び利用者、職員等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣の自治会等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

(2)被災報告等【避難所・教育、医療保健】

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行い、要請を受けた各チームは、入所の調整を行う。

4. 指定避難所等での配慮

(1)要配慮者等の健康管理【避難所・教育、医療保健】

環境変化等から生じる要配慮者等の健康不安又は体調変化を早期発見するため、要配慮者の健康状態、日常生活動作(ADL)等を調査する。また、県等と連携して、医師、保健師、栄養士等による健康相談等を行い、必要に応じて医療機関へ移送する。

また、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)と連携し、「特殊栄養食品ステーション」を設置し、要配慮者が必要とするおかゆなどの軟らかい食事や食物アレルギー対応食品等を適切に提供する。

(2)避難所の良好な生活環境の整備【避難所・教育】

避難所の運営にあたっては、「避難所運営マニュアル」等に基づき要配慮者の状態等に応じ、以下の点に十分配慮する。

- ア 避難所運営委員会との協議のうえ、要配慮者をできる限り環境条件の良い避難スペースへ避難させるよう配慮する。
- イ 食料、飲料水など生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行う。
- ウ 障害者も利用可能な仮設トイレ及びプライバシー確保のための間仕切りの設置のほか、避難所のバリアフリー化等生活環境に対する配慮を行う。
- エ 筆談や手話や点字、多言語化など要配慮者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に十分配慮する。
- オ 健常な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努める。
- カ 必要に応じ、要配慮者の相談に応じる相談員の配置や通訳者や災害時障害者ボランティアの派遣を要請する。

5. 福祉避難所の開設・運営

(1)福祉避難所開設の判断と対応【避難所・教育】

要配慮者等が一般の避難所において避難生活が困難と判断された場合、避難所・教育チームは、すみやかに福祉避難所の開設に向けて、福祉避難所の施設管理者と受け入れの調整を行う。調整ができた施設から開設を決定する。

【資料5-10 福祉避難所一覧】

(2)開設と運営【避難所・教育】

福祉避難所の開設及び運営は、「福祉避難所マニュアル」に基づき、当該施設職員が行う。福祉避難所の運営に当たり人員確保が必要な場合は、災害時業務継続・受援計画に基づき、避難所・教育チームは県へ派遣を要請するほか、災害ボランティアセンターを通じ、専門的福祉ボランティア等の派遣を要請する。

(3)受入れの決定【避難所・教育】

避難所・教育チームは、「福祉避難所マニュアル」に基づき、福祉避難所の受入者の選定を実施する。受入者の選定が困難な場合は保健師等と協議を行う。福祉避難所の開設以降、受入体制の整った施設の収容可能人数や当該施設の特性等を勘案し、要配慮者と受入先福祉避難所とのマッチングを行い、各施設の受入者を決定する。市内の施設だけでは受入れが困難な場合は、県に受入れ調整を要請する。

(4)要配慮者の輸送【避難所・教育】

要配慮者の福祉避難所等への輸送については、原則、保護者等によるものとするが、輸送手段の確保が難しい場合は、受入側の福祉施設やボランティア等に協力を要請する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:医療保健チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
災害派遣福祉チーム(DWAT)	・避難所における福祉的な視点からの支援(避難生活中の困りごとに関する相談支援、避難所内の環境整備等)	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害時感染制御支援チーム(DICT)	・避難所等の衛生状態や健康状況の把握(情報収集・分析等) ・感染症の専門家による、避難所等における感染症対策の助言	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本災害リハビリテーション協会(JRAT)	・避難所等におけるリハビリテーションニーズの把握(精神・身体機能、活動能力、転倒リスク等の評価) ・リハビリテーション医療の視点からの、被災者の生活不活発病予防、早期の自立生活の再建に関する支援(運動指導、安全に自立して生活できる環境の調整、福祉用具の選定・調達等)	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)	・避難所等の被災者への栄養アセスメントと、その結果を踏まえた栄養・食生活支援 ・特殊栄養食品(アレルギー対応食等)ステーションの設置	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
薬剤師チーム(日本薬剤師会)	・健康相談 ・避難所等の衛生管理、環境管理	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
保健師等チーム	・被災者の健康管理の支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】

第12節 物資供給

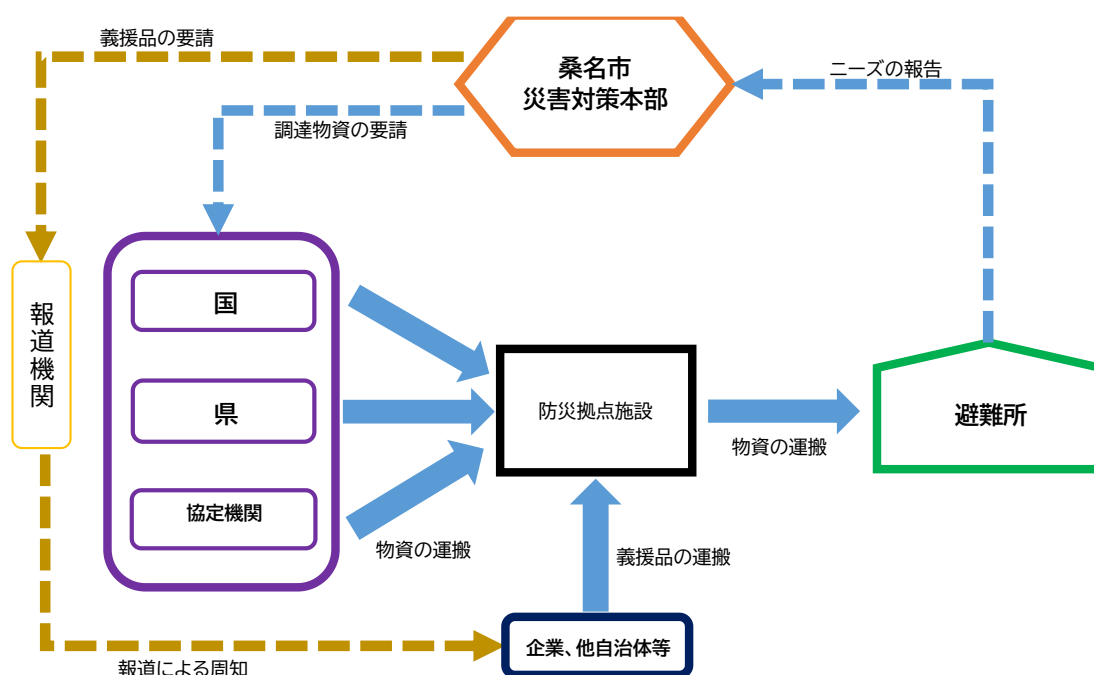
地震や津波の被害等による避難者や食料及び生活物資を確保することが困難な者に対して、食料等物資を円滑に供給するため、物資の調達、救援物資の受入れ及び物資集配拠点となる桑名市防災拠点施設の開設・運営について定める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 食料の確保・供給	物資調達チーム 避難所・教育チーム
24時間～72時間以内	2. 生活物資の確保・供給	物資調達チーム 避難所・教育チーム
	3. 桑名市防災拠点施設の開設・運営	物資調達チーム
72時間～1か月以内	4. 適温食の提供	物資調達チーム
	5. 義援品の受入れ・調整	

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「炊出しその他による食品の給与」、「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

【物資供給のイメージ図】



1. 食料の確保・供給

避難所に避難している被災者や、住家の被害により食料等を喪失した被災者等に対し、応急的に食料の提供を行う。

なお、食料の確保・提供にあたっては、アレルギー疾患等に配慮する。

<配布対象者>

- ア 避難所に避難している者
- イ 住家被害により炊事ができない在宅避難者
- ウ 車中泊避難者
- エ 食料を確保することが困難な者
- オ その他本部長が認めた者

(1)食料の確保【物資調達、避難所・教育】

ア 備蓄食料の活用

災害発生直後は、道路状況及び配送体制に乱れが生じ、外部からの物資供給が困難なことから、避難所及び桑名市防災拠点施設に備蓄されている備蓄食料の配布を行う。

イ プッシュ型支援に基づく調達

国が被災自治体からの具体的な要請を待つことなく、被災地に緊急輸送するプッシュ型支援により避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資(基本8品目等)等を確保する。

基本8品目は、食料、毛布、乳幼児用ミルク、乳児・小児用オムツ、大人用オムツ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品をいう。

ウ 協定に基づく調達

災害時における物資等の調達に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、食料の確保を実施する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

エ 知事に対する救援物資の要請

ア、イ及びウの方法でなお不足が生じる場合は、速やかに知事に対して救援物資の要請を行い、配給を受ける。

(2)食料の輸送【物資調達】

備蓄食料等に係る輸送は、物資調達チーム、防災関係機関、協定団体及びボランティア団体が連携して実施する。

(3)食料の供給【物資調達、避難所・教育】

ア 避難所での配布

食料の配布は原則、避難所において行う。食料が避難所に届いた後、避難所の運営責任者へ引き渡し、避難所において運営責任者を通して避難者へ配布する。

また、避難生活における食事の質の確保を図るため、関係機関と協力し適温食を提供できる体制の構築に努める。

イ 在宅避難者等への配布

食料の調達ができない在宅避難者及び車中泊避難者用の食料は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。

食料の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ避難者カードを提出し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。したがって、避難所の運営責任者は、在宅避難者等で食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配布を受ける。

ただし、障がい者、高齢者、妊婦等の災害時要支援者などで自宅から避難することができない者に対しては、物資の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、自主防災組織や自治会、ボランティア等の協力を得て、必要に応じて巡回等により配布を行う。

ウ 孤立集落への配布

災害により交通が途絶した地域において、孤立が長期にわたる場合、食料の確保が問題となることから、県と供給体制について調整を図り、集落への供給体制を確立する。

2. 生活物資の確保・供給

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最小限必要な生活必需品を配布し、被災者の生活を安定させる。

なお、生活物資の確保にあたっては、ベッドや生理用品、紙おむつなど要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮する。

<配布対象者>

- ア 避難所に避難している者
- イ 在宅避難者
- ウ 車中泊避難者
- エ 生活物資を確保することが困難な者
- オ その他本部長が認めた者

(1)生活物資の確保【物資調達、避難所・教育】

ア 備蓄生活物資の活用

災害発生直後は、道路状況及び配送体制に乱れが生じ、外部からの物資供給が困難なことから、避難所に備蓄されている生活物資の配布を行う。

道路状況等の障害が解消され次第、桑名市防災拠点施設に備蓄されている生活物資の配布を行う。

イ プッシュ型支援に基づく調達

国が被災自治体からの具体的な要請を待つことなく、被災地に緊急輸送するプッシュ型支援により避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資(基本8品目等)等を確保する。

ウ 協定に基づく調達

災害時における物資等の調達に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、生活物資の確保を実施する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

エ 知事に対する救援物資の要請

ア、イ及びウの方法でなお不足が生じる場合は、速やかに知事に対して救援物資の要請を行い、配給を受ける。

(2)生活物資の輸送【物資調達】

生活物資等に係る輸送は、物資調達チーム、防災関係機関、協定団体及びボランティア団体が連携して実施する。

(3)生活物資の供給【物資調達、避難所・教育】

ア 避難所での生活物資の配布

生活物資の配布は原則、避難所において行う。生活物資が避難所に届いた後、避難所の運営責任者へ引き渡し、避難所において運営責任者を通して避難者へ配布する。配布にあたっては、女性等への配慮に努める。

イ 在宅避難者等への配布

在宅避難者等の生活物資は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。

生活物資の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ避難者カードを提出し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。したがって、避難所の運営責任者は、在宅避難者で生活物資の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の生活物資の配布を受ける。

ウ 孤立集落への配布

災害により交通が途絶した地域において、孤立が長期にわたる場合、生活物資の確保が問題となることから、県と供給体制について調整を図り、集落への供給体制を確立する。

3. 桑名市防災拠点施設の開設・運営

地震による被害が広域にわたるなど必要な場合には、食料、生活物資その他の物資を一元的に管理し、効率的に配分するための物資集配拠点を桑名市防災拠点施設に設置する。

災対本部の決定を受けて物資調達チームは、災害発生直後安全が確認され次第、桑名市防災拠点施設を開設するとともに、民間の運送事業者を主体的に活用しながら、災対本部の指示に基づき、直接避難所等へ物資を配送する体制を構築し、運用する。

(1)物資の管理【物資調達】

桑名市防災拠点施設において、市における備蓄物資及び協定機関及び団体からの調達物資、国・県からのプッシュ型支援物資等の管理を行う。

(2)物資の発注【物資調達】

物資需要に速やかに対応するため、あらかじめ想定される物資については、協定機関及び団体と連携し、先行的に確保する。

また、避難所等の物資の状況について、避難所から情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目及び数量を的確に把握し、不足する物資を発注する。

(3)物資配送計画の作成【物資調達】

各避難所からの要請に応じた適切な配分を行い、かつ各避難所に効率的に配送するため、配送計画を作成する。

(4)物資情報の管理【物資調達】

物資の管理及び発注、輸送については、「物資調達・輸送調整等支援システム」にて一元的に管理を行う。

4. 適温食の提供【物資調達】

避難生活における食事の質の確保を図るため、適温食の提供に努める。提供にあたり、管理栄養士等の協力を得ながらメニューの多様化や栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮、複数メニューの提供等、食事の質の確保についても配慮する。

また、ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣等による多様な供給方法の確保に努める。市内事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては食事等の提供契約を順次市内事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮する。

5. 義援品の受入れ・調整

(1) 義援品の要請 【物資調達】

備蓄物資及び調達物資等によってもなお物資に不足を生じる場合には、市と事前に協定を締結していない企業等に対して、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて広く義援品を要請する。この場合、円滑な受入れを行うため、必要とする食料、生活物資の内容、数量、送付方法等について明確に情報を提供する。なお、個人からの申し出による義援品は原則、受付を行わないものとする。

また、充足した時点で要請の打ち切りについて、報道機関等を通じて情報を提供する。

(2) 義援品の受入れ・調整 【物資調達】

物資調達チームは、義援品の申し出を受けた時点で、受付時間、受付担当者名、内容、数量、輸送手段、同行人員、出発時間等を確認し、申出受付リストを作成し、管理を行う。

原則、義援品の受け入れは桑名市防災拠点にて備蓄物資と併せて管理を行い、避難所等のニーズを考慮しつつ、配送計画に基づき各避難所等へ輸送する。ただし、緊急を要する場合は、直接輸送も考慮する。

(3) 義援品の一時保管 【物資調達】

義援品については原則、長期保存可能な物資を受け入れる。また、義援品のうち、即時に避難所等へ輸送する必要のないものについては、一時的に保管し、必要に応じて輸送する。

(4) 義援品の受理証明書及び感謝状の送付 【物資調達】

義援品を寄託された企業に謝意を表するため、申出受付リストを活用し、受理証明書の発行及び感謝状を発送するとともに、その意向を確認した上で、寄託企業名をホームページで公開する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:物資調達チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
自衛隊	・物資の輸送 ・物資拠点の運営、物資等の受け入れ	三重県又は自衛隊 【根拠法令等:災害対策基本法第68条の2】
海上保安庁	・物資の輸送	三重県又は海上保安庁 【根拠法令等:災害対策基本法第70条第3項】
地方公共団体職員	・物資の提供	地方公共団体 【根拠法令等:協定、地方自治法第252条の17、全国市長会】
(一社)三重県トラック協会	・物資の輸送 ・物資拠点の運営、物資等の受け入れ	三重県 【根拠法令等:協定】
(一社)桑名青年会議所	・物資の供給及び輸送	(一社)桑名青年会議所 【根拠法令等:協定】
佐川急便株式会社	・物資の輸送 ・物資拠点の運営、物資等の受け入れ ・配送時における被災者の物資ニーズの収集	佐川急便株式会社 【根拠法令等:協定】

第13節 応急給水

地震発生に伴う水道施設の破損により、飲料水や生活水の送水ができない市民に対し、必要となる飲料水の応急給水の実施方法について定める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 飲料水の確保	上下水道チーム
	2. 応急給水計画	受援情報チーム 上下水道チーム
	3. 応急給水活動の調整	上下水道チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「飲料水の供給」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 飲料水の確保【上下水道】

供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池等の貯留水を確保する。

なお、地震発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。

地震発生からの日数	目標水量	用途
2日～3日まで	1人1日3ℓ	生命維持のため最小限必要
～7日まで	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日まで	被災前給水量(1人1日250ℓ)	生活水の確保

2. 応急給水計画

(1) 応急給水体制の確立【上下水道】

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

【資料8-4 応急給水用資機材の保有状況】

(2) 重要施設と優先順位【上下水道】

応急給水は、人命に関わる施設から優先して行う。

特に大規模災害発生時の被災初期段階では、給水車の台数が不足することから、関係するチームと連絡を取りながら、災害拠点病院、指定避難所等を優先して応急給水を行うものとする。

(3)応急給水方法【上下水道】

応急給水は、おおむね次の方法によって供給する。

ア 給水方法は指定避難所、医療施設、学校、市役所など拠点給水とし、給水タンクや応急給水槽等により供給するものとする。飲料水は原則として水道水とする。

イ 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

ウ 市内において、飲料水を確保することが困難なときは、近隣市町の浄水場等から給水車、給水タンク等により運搬供給する。

(4)住民への広報【受援情報】

災害発生時には、断水状況や応急給水を実施する場所、飲料水の衛生対策等の情報をホームページや SNS、防災行政無線、広報車等を活用し周知することで、市民の不安解消に努める。

(5)応急給水補完対策【上下水道】

上下水道チームが実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。

ア 指定避難所においては、学校プールの貯留水等を活用し、生活用水の確保を図る。

イ 指定避難所や病院等においては、受水槽の貯留水等を活用し、飲料水及び生活用水の確保を図る。

3. 応急給水活動の調整

(1)「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動【上下水道】

市単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける場合、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

(2)県外水道事業者への応援要請【上下水道】

県内のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部長(津市)は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき他の都道府県等の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:上下水道チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
自衛隊	・給水等の生活支援	三重県又は自衛隊 【根拠法令等:災害対策基本法第68条の2】
(公社)日本水道協会	・応急給水活動(給水車の派遣等) ・応急復旧活動(施設の応急復旧に従事する職員の派遣等) ・技術的支援(施設の復旧等に関わる技術的助言に関する支援等) ・応急給水・復旧に必要な物資・資機材等の提供	(公社)日本水道協会 中部地方支部 【根拠法令等:協定】
県内市町	・応急給水作業 ・応急復旧作業	県内市町 【根拠法令等:協定】
桑名市指定上下水道 工事事業協同組合	・応急復旧作業	桑名市指定上下水道 工事事業協同組合 【根拠法令等:協定】

第14節 緊急輸送活動・交通規制

災害時における消防活動、救急救命活動、物資輸送等を円滑に実施するため、緊急輸送ルートの確保、輸送手段の確保等を図るとともに、重要な避難路及び緊急輸送車両等の通行する道路を確保するための交通対策等について定める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 道路交通情報・被害情報の収集	応急復旧チーム
24時間～72時間以内	2. 緊急輸送手段の確保	物資調達チーム
	3. 緊急輸送道路等の確保	応急復旧チーム
	4. 交通規制の実施	応急復旧チーム

1. 道路交通情報・被害情報の収集

(1) 市管理道路情報等の収集【応急復旧】

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、パトロールを行うなどして、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

なお、地震発生に伴い、沿岸部の道路等へ津波が押し寄せる等が予想された場合、道路パトロール等の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、パトロール員等の安全確保を優先して実施の可否やパトロール地域を判断する。

(2) 国、県、周辺市町及び民間事業者等からの道路情報等の収集【応急復旧】

市内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、市管理道路の情報以外に、国、県、周辺市町が管理する道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

2. 緊急輸送手段の確保

(1) 車両、燃料の確保【物資調達】

緊急輸送活動に必要な市保有車両は、物資調達チームが管理し、各チームの要請に応じ適切な配車を行うものとし、配車された車両の出動は各チームの判断にて行う。市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、協定に基づき車両の提供要請を行う。

また、緊急輸送車両の燃料の供給については、協定締結先である三重県石油商業組合桑名支部に対して、優先給油を要請する。

【資料7-3 市有車両一覧】

(2)鉄道による輸送【物資調達】

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は鉄道による輸送が適当であると認める場合、鉄道事業者【東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、三岐鉄道(株)、養老鉄道(株)】に鉄道輸送による応援協力を要請する。

鉄道輸送が可能な場合は、物資の積替拠点及び積替方法等について鉄道事業者及び輸送関係団体等と協議し、輸送体制を確保する。

(3)ヘリコプターによる輸送【物資調達】

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。

【資料7-1 臨時ヘリポート一覧】

3. 緊急輸送道路等の確保

(1)輸送道路の確保【応急復旧】

災害発生後の被害状況をふまえ、緊急輸送道路ネットワークの中から実際に利用できる緊急輸送道路を選定し、三重河川国道事務所、陸上自衛隊、三重県(桑名建設事務所)、三重県警察、及び中日本高速道路(株)名古屋支社等防災関係機関の協力のもと、適確な交通規制を行い、緊急輸送を確保する。

(2)道路啓開の実施【応急復旧】

道路管理者等【三重河川国道事務所、三重県(桑名建設事務所)、中日本高速道路(株)名古屋支社】は、倒壊建物や看板、電柱等の障害物により交通障害が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、道路啓開を実施する。

道路啓開作業にあたっては、道路管理者、漁港管理者、三重県警察、消防本部、陸上自衛隊等の各防災関係機関がそれぞれ連絡を密にし、有機的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

【資料7-2 緊急輸送道路ネットワーク図】

(3)孤立集落における交通復旧【応急復旧】

道路等の途絶により孤立が発生した場合、道路管理者等は早期の復旧に努める。

4. 交通規制の実施

道路管理者等は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1)輸送対象の限定【応急復旧】

緊急輸送車両による輸送対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

段階	輸送の対象
第一段階	・救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ・交通規制に必要な人員、物資 ・後方医療機関へ搬送する負傷者等 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保に必要な人員及び物資
第二段階 (応急対策活動期)	・上記第一段階の継続 ・食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送
第三段階 (復旧活動期)	・上記第二段階の継続 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品

(2)車両の流入抑制等【応急復旧】

ア 被災区域内への流入車両について、原則、緊急通行車両以外の一般車両の走行を極力抑制する。

被災区域内から被災区域外への流出車両については、交通の混乱を生じない限りは規制しない。

イ 避難路及び緊急交通路において、緊急通行車両等以外の一般通行車両の通行を規制又は禁止する。

ウ 高速自動車国道において、規制区域近接インターチェンジからの被災区域への流入を規制する。

エ 被災地に通じる幹線道路において、緊急自動車及び緊急通行車両等の通行路を確保するための交通規制又は誘導を実施するとともに一般車両の走行を原則禁止する。

オ 市は、道路管理者に対し緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑に通行できるよう、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(3)緊急交通路確保のための措置【応急復旧】

ア 効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通安全施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。規制にあたっては、市、道路管理者等と相互の密接な連携を図る。

イ 緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両等の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ 緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、車両の使用者、所有者又は管理者に対して道路外への車両の移動等の措置命令を行う。

エ 緊急交通路上の放置車両、障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカーの出動要請等必要な措置を行う。

オ 災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

カ 交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等に、マスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による、周知徹底及び広報を図る。

キ 通行禁止区域等において警察官がその場にいない場合に限り、派遣を命ぜられた自衛官及び消防吏員は、それぞれの緊急車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により次の措置を行うことができる。

①緊急通行車両の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、必要な措置を命ずること

②命令の相手方が命じられた措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合は、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損すること

自衛官及び消防吏員が上記の措置を行った場合は、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(4)緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付【総括】

緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(緊急通行車両等)とする。緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、県災対本部または地方部において次のとおり行われる。なお、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両等については優先して交付される。

ア 緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請手続

災害が発生した際、車両の使用者から緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請があった場合、事前届出を行っていない者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

イ 緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付

交付機関は緊急通行車両等の交付申請に基づき、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を交付する。(緊急通行車両等事前届出制度については、令和5年8月31日で廃止)

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当: 応急復旧チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
警察災害派遣隊	・緊急交通路の確保	三重県又は桑名警察署 【根拠法令等: 防災基本計画】
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	・被害の発生及び拡大の防止 ・道路警戒、湛水排除など	三重県 【根拠法令等: 防災基本計画】
三重県レッカー事業協同組合	・車両等排除業務	三重県レッカー事業協同組合 【根拠法令等: 協定】

第15節 災害救助法の適用

災害救助法に基づく救助の必要が生じた場合の事務手続き、県から事務委任を受ける救助の実施について定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～	1. 適用の要請	総括チーム
	2. 災害救助法の運用	物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
	3. 経費の支弁と国庫負担	物資調達チーム

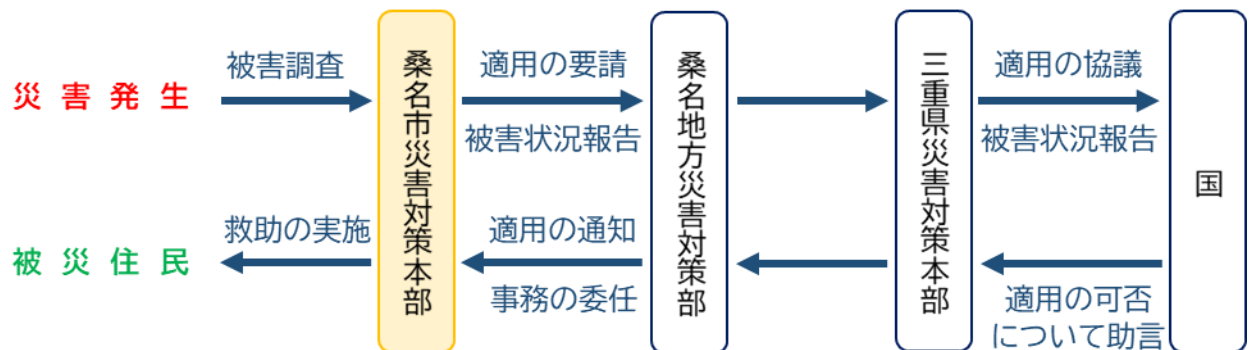
1. 適用の要請

市は、被災の程度が災害救助法の適用基準に達するか、又は達する見込みがある場合は災害救助法の適用を要請する。なお、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、4号基準の適用を積極的に検討する。

また、災害の事態が急迫しており、県による救助の実施を待つことができないときは、市が必要な救助に着手するとともに、状況やその後の処置について県と協議する。

(1)適用の手続き【総括】

【災害救助法施行令第1条第1項】



(2)適用基準【総括】

ア 災害救助法第2条第1項

適用基準は災害救助法施行令第1条第1項に定めるところによる。桑名市における具体的な適用基準は次のとおりとする。

第1号 100 世帯以上の住家が滅失した場合

第2号 県内で 1500 世帯以上の住家が滅失し、桑名市の区域内でも50世帯以上が滅失した場合

第3号 県内で 7000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は特別な事情がある場合で桑名市の区域内でも多数の住家が滅失した場合

第4号 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の基準に該当した場合

【①から③の全てを満たす場合又は、①を満たし、②又は③のいずれかを満たす場合】

①「三重県災害対策本部」及び「桑名市災害対策本部」が設置されていること。

②災害により、現に住家被害が発生している、又は、発生する(発生している)蓋然性が高いこと。

③原則として避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること。

イ 災害救助法第2条第2項

適用基準は災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災対本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示された場合。

2. 災害救助法の運用

災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。なお、迅速な救助の実施のため、原則として医療・助産、応急仮設住宅の建設以外の救助については市に事務委任される。

(1)救助の種類 【物資調達、環境衛生、避難所・教育、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

救助の種類等については「災害救助事務取扱要領」に記載の以下の基準による。

令和7年度災害救助法基準

令和7年4月現在				
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 7,089,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,390 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月)冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円 中学生生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 232,200 円以内 小人(12 歳未満) 185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,700 円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,900 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食品の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3 千万円以下の部分の金額については100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については100 分の 4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3. 経費の支弁と国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

(1) 県の支弁【物資調達】

救助に要する費用は県が支弁する。

(2) 国庫負担【物資調達】

県の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

(3) 市負担【物資調達】

災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市が負担する。なお、救助の適切な実施が困難な場合は、救助の程度、方法及び期間などの範囲について三重県に協議し、同意を得た場合はその範囲を拡大等することができる。

第16節 災害広報・広聴

被災後の流言飛語等による社会的混乱を防止し、人心の安定と社会秩序を図り、市民の適切な判断と行動を助けるため、マスメディア等を積極的に活用して広報活動を行う。

また、被災者のニーズ等を十分把握し、効果的な広聴活動を行う。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 広報活動	受援情報チーム
24時間～72時間以内	2. 広聴・相談活動	受援情報チーム

本節の活動内容については、「第3編災害応急対策【風水害対策編】 第3章公助 第16節 災害広報・広聴」(3-106頁)を準用する。

第17節 保健・防疫・衛生計画

被災地における保健・防疫・衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、被災者の健康を保持するための活動を実施する。

活動開始時期	活動項目	実施担当
24時間～72時間以内	1. 保健活動の実施	避難所・教育チーム 医療保健チーム
	2. 防疫活動の実施	環境衛生チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム
	3. 衛生対策の実施	物資調達チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム
72時間～1か月以内	4. 入浴施設の確保	総括チーム 医療保健チーム

本節の活動内容については、「第3編災害応急対策【風水害対策編】 第3章公助 第17節 保健・防疫・衛生計画」(3-110頁)を準用する。

第18節 応援協力要請

大規模被害が発生した場合、本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じることが想定される。そのため、県や他の自治体、関係機関に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う必要がある。本節では、他機関から援助を受ける仕組みやチームの役割などについて定める。なお、詳細については『桑名市災害時受援計画』に定めるところによる。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～	1. 応援要請発動の基準	総括チーム
	2. チームにおける対応	受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
	3. 自衛隊に対する派遣要請	総括チーム
	4. 緊急消防援助隊に対する要請	消防チーム
	5. 海上保安庁に対する支援要請	総括チーム
	6. 他の都道府県警察に対する援助要請	

本節の活動内容については、「第3編災害応急対策【風水害対策編】 第3章公助 第18節応援協力要請」(3-114頁)を準用する。

第19節 帰宅困難者対策

地震発生時後において、公共交通機関の途絶等により、駅や職場等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することが予想されるため、帰宅困難者による混乱等防止のため、早期の情報収集及び帰宅抑制の呼びかけ、支援について定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24 時間以内	1. 帰宅困難者への支援	総括チーム 受援情報チーム 避難所・教育チーム
	2. 帰宅支援対策の実施	受援情報チーム
	3. 鉄道・バスにおける旅客・乗客への対応	

1. 帰宅困難者への支援

(1)一時滞在施設の開設・運営【避難所・教育】

帰宅困難者に対する支援として、一時滞在施設の開設が必要な場合は、付近の指定避難所及び指定緊急避難場所、公共施設の施設管理者と開設に向けた調整を行う。一時滞在施設開設は、その必要性が認められ、かつ、施設が受入可能な状態である場合において開設するものとする。開設後は、関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導を行う。

(2)特設公衆電話の設置【総括】

帰宅困難者の通信手段を確保するため、災害時の通信制限を受けずらい回線を使用する特設公衆電話(発信専用)の桑名駅自由通路への設置を行う。

(3)帰宅困難者への情報提供【受援情報】

帰宅困難者自身が、自ら適切な判断を下すためにも、市域における道路情報や公共交通機関の運行情報、一時滞在施設の開設状況などの必要情報について、鉄道事業者等と連携して提供することとし、市ホームページや SNS などを通じて、必要な情報提供を図る。

(4)帰宅困難者の誘導【受援情報】

広域的に公共交通機関が停止し、多数の帰宅困難者が発生した際に、駅周辺に帰宅困難者を集中させず、地域の混乱を最低限に留めるため、関係機関との連携により帰宅困難者を適切に誘導する。なお、必要に応じて、民間施設の施設管理者に対して、一時滞在施設として開設する旨の協力を要請する。

(5)観光客への対策【受援情報】

観光客の帰宅困難者については、地理的不案内などのために適切な行動を取ることが困難な場合が多いことから、市はホームページや SNS を活用して、迅速かつ的確に防災情報を提供する。また、一時的な宿泊場所等の必要な情報の提供を行う体制について、観光関連機関と連携し対応に努める。

2. 帰宅支援対策の実施【受援情報】

帰宅困難となった者が、混乱が収まった後に徒歩で帰宅することも一つの方法です。そのため、三重県や関西広域連合などにおいて、「災害時における帰宅困難者に対する支援協定」が締結されており、大規模災害により交通が途絶した際、協定を締結している事業者の店舗（コンビニエンスストアなど）を「災害時帰宅支援ステーション」と位置づけ、各店舗に対して可能な範囲で徒歩避難者へ災害情報やトイレ等の支援を行うよう要請が行われます。

3. 鉄道・バスにおける旅客・乗客への対応

(1)鉄道事業者【東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、三岐鉄道(株)、養老鉄道(株)】

ア 駅における旅客の安全対策

駅においては、列車が全面ストップした場合、通勤・通学などの旅客が、駅の待合室・ホーム・広場などにあふれ、情報の不足などから不測の事態が誘発されるおそれもあるため、地震状況及び列車運転不能の状況、他の交通機関の運行状況を案内し、必要に応じて最も安全と思われる場所へ避難誘導に努める。負傷者等が発生したときは、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。

また、情報によっては、関係警察署の応援を求めて、旅客の安全を図る。

イ 列車運行の広報活動

利用者の不安を除き、更に利便を図るため、駅頭やホームページ等に不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを掲示する等して周知を図る。また、災对本部のほか、新聞・ラジオ・テレビなどの報道機関に対し、随時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図る。

ウ 代替輸送に関する検討

鉄道事業者は、一定期間での復旧が困難である場合、安全な経路を選定するなど広域的な代替輸送に関し、県と連携し取り組むこととする。

(2)バス等自動車運送事業【三重交通(株)】

ア 応急措置

バス乗務員は、乗務中に災害に遭遇したときは、現場の状況を的確に判断し、乗客の安全を優先して臨機の措置をとり、直ちに運行管理者に状況を通報し、その後の指示を受ける。必要に応じて、最も安全と思われる場所へ避難誘導に努める。

災害によりバス路線に障害が発生した場合は、運行管理者を経由して、道路管理者に通報し、復旧を依頼する。

イ 緊急輸送

災対本部又は防災関係機関から人員の緊急輸送について要請があった場合は、可能な限り輸送にあたる。

第20節 廃棄物処理計画

大規模地震が発生した際には、被災地において倒壊家屋等のがれきや避難所のし尿等の廃棄物が大量に発生することが予想されるため、「桑名市災害廃棄物処理計画」に基づき、適切な収集・処理を実施し、被災地の環境衛生の保全に努める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
24時間～72時間以内	1. し尿の収集処理	環境衛生チーム 避難所・教育チーム 上下水道チーム
	2. 一般廃棄物の収集処理	環境衛生チーム 避難所・教育チーム
	3. 災害廃棄物等の処理	環境衛生チーム

1. し尿の収集処理

(1) し尿の収集 【環境衛生、避難所・教育、上下水道】

収集運搬ルート、し尿処理施設及び下水管の被害状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、避難所や家庭から排出される携帯トイレ・簡易トイレの分別方法を指導し、あわせて運搬時においてはし尿などの漏れが懸念されるため運搬車両の選定に留意する。

特に甚大な被害を受けた場合、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 指定避難所等におけるし尿の処理 【避難所・教育】

指定避難所におけるし尿の処理については、下水道管の被害状況が確認できるまでは、備蓄している災害用簡易組立トイレ等を設置して対応する。

また、在宅避難をしている世帯においても、下水道管の被害状況が確認できるまでは、避難所と同様に簡易トイレ等の使用を求め、避難所において配布する。

(3) 仮設トイレ設置体制等 【環境衛生、避難所・教育、上下水道】

指定避難所における仮設トイレ設置については、災害発生後の初動体制として備蓄している災害用携帯型簡易トイレや災害用簡易組立トイレにより対策するが、トイレ環境改善のため協定事業者の協力を得て仮設トイレ設置及び維持管理を行う。また、仮設トイレを設置するとともに、トイレカー、トイレトレーラー等より快適なトイレの設置に配慮し、清掃等その管理体制の整備に努める。

上下水道の復旧等により水洗トイレが使用可能となった場合には、避難者数等需要を考慮したうえで、速やかに仮設トイレを撤去し、衛生状態の向上に努める。

2. 一般廃棄物の収集処理

(1)生活ごみの収集【環境衛生】

災害時にはあらゆる廃棄物が同時・大量に排出されるが、季節によっては、保健衛生上の観点から一層迅速な処理が必要とされる。よって、生活ごみの発生状況、収集運搬状況、処理施設の状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理の計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、市民に対しては、ごみの収集計画等を広報するとともに、仮置場への集積や分別の徹底を呼び掛ける。

(2)避難所の生活ごみの収集【環境衛生、避難所・教育】

避難所の開設規模にもよるが、避難所のごみの収集は、衛生面から毎日が好ましい。そのため、避難所からの報告に基づき、状況を把握したうえで、災害時に策定する収集運搬処理の計画あつては、保健衛生面等に配慮し、収集方法等の検討を行う。

(3)不法投棄対策【環境衛生】

不法投棄が発生することが予測されるため、対策を実施する。

3. 災害廃棄物等の処理

(1)処理体制の整備【環境衛生】

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理する。また、「収集運搬計画」の策定にあたっては、保健衛生面等に配慮するとともに、収集経路、優先順位についても検討する。

(2)がれきの中間処理・再利用・最終処分【環境衛生】

市災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

ア がれきの仮置場等としては、運搬ルート、避難場所等を考慮し、必要に応じて、公園、埋立処分場等に設置する。

イ がれきの処理については、管理者、所有者が分別後、各処理施設に自ら搬入する。ただし、損壊家屋等の解体撤去等により、一時的に多大な処理が必要な場合には、被災各地域に仮置場等を設置し処理を行う。

ウ がれきについては、解体・撤去作業現場では管理者、所有者が可能な限り分別し、再利用に努めるものとし、再利用が不可能なものについては、市の処理施設で焼却処理するなど、できるだけ減容化した上で埋立処分場等に搬入する。

(3)災害廃棄物等の処理方法の周知【環境衛生】

災害廃棄物処理を効率的かつ適確に行うため、市民に対して災害廃棄物等の分別方法、受入場所等の周知を行う。

(4)関係機関への応援要請【環境衛生】

災害による被害が甚大であり、現有の災害対応能力では、がれき等の収集や処理機能の早期回復が望めないと判断した場合には、必要に応じて仮置場等を設置し、県への支援要請の判断を速やかに行うとともに、他自治体、関係機関との応援協定に基づいて応援を要請し、人員及び資機材の確保を図り早期回復に努める。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:環境衛生チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)	・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)	・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援	
県内市町	・資材の提供、職員の派遣及び処理業者の斡旋	県内市町 【根拠法令等:協定】
桑名環境整備事業協同組合	・仮設トイレ(快適トイレタイプ)の供給、提供、運搬、設置、撤去及び管理 ・仮設トイレ、携帯トイレ及びトイレトーパーなどの災害トイレ資機材の備蓄及び分配 ・避難所等の使用済携帯トイレの回収、運搬及び搬入 ・仮設トイレのし尿の汲み取り、運搬及び搬入 ・災害対応業務の運営(仮設トイレ配備、トイレ消耗品分配、使用済携帯トイレ等回収処理、し尿回収処理、避難所トイレ対応)	桑名環境整備事業協同組合 【根拠法令等:協定】

第21節 二次災害の防止

災害発生後、災害による被害に伴いその後の発生が予見される災害を防止するため、その二次的な危険性を判断する方法及びその応急措置等に関して定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 公共土木施設等の点検及び応急措置	受援情報チーム 応急復旧チーム
	2. 公共施設の点検及び応急措置	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
	3. 危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置	総括チーム 受援情報チーム 環境衛生チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム

本節の活動内容については、「第3編災害応急対策【風水害対策編】 第3章公助 第21節 二次災害の防止」(3-125頁)を準用する。

第22節 災害支援活動のサポート

災害発生後の避難所運営、復旧作業など様々な場面での活動が期待される災害ボランティア活動に対する支援の内容を定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24 時間以内	1. 災害ボランティア支援センターの開設	生活再建チーム
24時間～72時間以内	2. 災害ボランティアの活動支援 3. 専門ボランティアの受入れ	生活再建チーム

本節の活動内容については、「第3編災害応急対策【風水害対策編】 第3章公助 第22節 災害支援活動のサポート」(3-132頁)を準用する。

第23節 建築物、宅地等の応急危険度判定

地震により被災した建築物の応急危険度判定及び宅地の危険度判定を行い、その使用の可否を判断するとともに、同規模地震の連続発生や余震による二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するため、被災地の安全確保に関する対策を定める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施の準備	応急復旧チーム
24時間～72時間以内	2. 被災建築物応急危険度判定の実施 3. 被災宅地危険度判定の実施	応急復旧チーム

1. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施の準備

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置【応急復旧】

市は、被災建築物・被災宅地の判定のため、市内で活動する判定士を指揮総括し、判定士の身分保障、判定結果の集約等のための被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

(2) 県へ判定士の派遣要請【応急復旧】

各判定実施本部は、応急復旧チームの職員のみでは被災建築物及び被災宅地の危険度判定を実施することが困難な場合には、県知事へ判定士の派遣要請を行う。

2. 被災建築物応急危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者等だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(1) 危険度判定実施の決定【応急復旧】

本部長は、判定実施を決定したときは、実施本部を設置し、三重県災対本部長に連絡するとともに、報道機関等を通じて市民に判定実施を周知する。

実施本部長は応急復旧チームから選出する。

(2) 判定実施計画の策定【応急復旧】

実施本部長は、建築物の被害状況、被災地の状況等に基づき、判定実施計画を策定し、災対本部を通じて被災者へ周知する。また、必要に応じて三重県支援本部長に対し、判定士や判定資機材等の支援要請を行う。

被災者へ周知を行う際、この危険度判定は、人命の安全を確保するため緊急に危険度を判定する作業であり、罹災証明のためのものではないことを正確に伝えることに留意する。

(3)判定対象【応急復旧】

危険度判定の対象は主に民間建築物とし、被害状況等により用途や構造・規模等判定実施の優先順位を決定する。

(4)判定【応急復旧】

危険度判定は「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき、主として外観目視により、建築物及び建築物の部分等の沈下、傾斜、破壊等を調査し、「危険(赤)」、「要注意(黄)」、「調査済(緑)」の所定のステッカーを建築物の出入口などの認識しやすい場所に貼付することにより行う。

また、判定結果により、避難情報の発令や警戒区域の指定など特に緊急を要する応急判断を行う場合がある。



※三重県 HP より

3. 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(1)被災宅地危険度判定実施の決定【応急復旧】

本部長は、判定実施を決定したときは、実施本部を設置し、三重県災対本部長に連絡するとともに、報道機関等を通じて市民に判定実施を周知する。

実施本部長は応急復旧チームから選出する。

(2)判定実施計画の作成【応急復旧】

実施本部長は、宅地被害状況、被災地の状況等に基づき、判定実施計画を作成し、必要に応じて三重県支援本部長に対し支援を要請する。

(3)調査対象施設【応急復旧】

擁壁、宅盤、切土、盛土、のり面及び自然斜面、排水施設、その他

(4)判定【応急復旧】

危険度判定は「被災宅地危険度判定マニュアル」に基づき、目視及び簡便な計測により行い、「大」、「中」、「小」で行う。

（「大」危険宅地、「中」要注意宅地、「小」調査済み宅地）

また、判定結果については、避難情報の発令や警戒区域の指定など特に緊急を要する応急判断においても活用するとともに、判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な措置を講ずるよう協力要請あるいは宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく勧告等の手続きを行う。

(5)建築物と宅地の危険度判定の連携【応急復旧】

被災した建築物と宅地の危険度判定に係る情報について、効率的に判定業務を行うため、それぞれの判定業務において情報共有できるよう連携を図る。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当: 応急復旧チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
全国被災建築物応急危険度判定協議会	・被災建築物の応急危険度判定	三重県 【根拠法令等:-】
被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定	三重県 【根拠法令等:-】
(一社)三重県建築士会桑員支部	・応急危険度判定に関する調査支援	(一社)三重県建築士会桑員支部 【根拠法令等:協定】

第24節 燃料確保

公用車用燃料及び非常発電用等の施設用燃料に不足が生じるおそれがある場合において、物資の輸送、情報通信その他の災害応急対策を円滑に実施するために必要な燃料の確保について定める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 燃料使用の節減及び融通	物資調達チーム
24時間～72時間以内	2. 燃料供給ルートの確保	物資調達チーム

1. 燃料使用の節減及び融通 【物資調達】

通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難である場合、各チームにおいて業務の優先度に応じ、燃料使用の節減及び燃料の融通等を周知する。

2. 燃料供給ルートの確保

通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難であり、各チームにおける燃料使用の節減及び融通等の対応を行ってもなお不足が見込まれる場合、以下の方法にて燃料供給ルートの確保に努める。

(1) 公用車両燃料の調達可能場所に関する情報収集 【物資調達】

県及び三重県石油商業組合桑名支部に確認し、組合加盟給油所の被災状況を確認し、燃料の調達状況や石油元売各社の状況について確認を行う。収集した情報については、各チームとの情報共有を図る。

(2) 燃料の不足状況の把握及び関係機関への協力要請 【物資調達】

ア 災害応急対策車両の燃料確保

各チームが所管する災害応急対策車両の燃料残量等の収集を行う。

燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、災害協定に基づき三重県石油業協同組合桑名支部に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

イ 重要施設の燃料確保

災对本部設置の庁舎及び災害拠点病院等の重要施設が業務を継続するために、非常用電源等の稼働に必要な燃料等の確保を行う。

燃料の供給が途絶え、重要施設への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県に対し重要施設への優先的な燃料供給を要請するとともに、災害協定に基づき三重県石油業協同組合桑名支部及び一般社団法人三重県桑名 LP ガス協議会に対し、優先的な燃料供給を行うよう依頼する。

【資料6-1】災害時応援協力に関する協定等一覧

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:物資調達チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
三重県桑名LPガス協議会	・LPガスの供給	三重県桑名LPガス協議会 【根拠法令等:協定】
三重県石油商業組合 桑名支部	・石油類燃料の供給	三重県石油商業組合 桑名支部 【根拠法令等:協定】

第25節 行方不明者の搜索・遺体の収容等に関する計画

地震・津波被害によって、行方不明となった市民の搜索及び死亡者の処置、埋火葬等について定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 行方不明者の搜索	消防チーム
	2. 遺体の収容、検視・検案、引渡し等	環境衛生チーム 生活再建チーム
24時間～72時間以内	3. 遺体の埋火葬	環境衛生チーム
72時間～1か月以内	4. 身元不明遺体の処置	環境衛生チーム 生活再建チーム

本節の活動内容については、「第3編災害応急対策【風水害対策編】 第3章公助 第24節 行方不明者の搜索・遺体の収容等に関する計画」(3-139頁)を準用する。

第26節 災害警備活動

災害が発生した場合、住民等の生命、身体及び財産の保護を目的として実施する災害警備活動について定める。

開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 災害警備活動	総括チーム 受援情報チーム

本節の活動内容については、「第3編災害応急対策【風水害対策編】 第3章公助 第25節 災害警備活動」(3-144頁)を準用する。

第27節 教育施設等の対策

災害が発生した場合、教育施設等(義務教育学校・中学校・小学校・幼稚園・保育所)は、生徒等の安全確保を最優先し、災害のため平常の学校教育、保育及び幼児教育の実施が困難となった場合は、県教育委員会など関係機関の協力を得て、学校教育、保育及び幼児教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施する。社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置については、所管課において実施する。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 生徒等の安全確保	避難所・教育チーム
	2. 休校(園)措置の実施	医療保健チーム
	3. 学校施設等の一時使用措置	避難所・教育チーム
24時間～72時間以内	4. 応急教育の実施判断	避難所・教育チーム
	5. 応急的な保育及び幼児教育の実施判断	医療保健チーム
	6. 文化財の対策	物資調達チーム 避難所・教育チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「学用品の給与」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 生徒等の安全確保

(1) 生徒等の避難【避難所・教育、医療保健】

在校・在園時に災害が発生した場合、以下により生徒等の避難を適切に実施する。

ア 情報の伝達

生徒等への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

イ 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員等は個々に適切な指示を行う。

ウ 避難の誘導

校長等および教職員等は、生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める防災計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外・園外への避難が必要である場合は、災対本部や消防署、警察署など関係機関の指示および協力を求める。

(2)非常体制の確立【避難所・教育、医療保健】

ア 教職員や保育士等の非常招集

校長・園長・所長(以下、校長等)は教職員や保育士(以下、教職員等)を非常招集するとともに、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

イ 情報等の収集・伝達体制

- ①医療保健チーム及び避難所・教育チームは、災害が発生した場合、校長等に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ②校長等は、関係機関から災害に関する情報等を受けた場合、教職員等に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- ③校長等は、生徒等および学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、医療保健チーム、避難所・教育チームおよびその他の関係機関に報告する。

ウ 協力体制の確立

校長等は、災対本部、警察署、消防署(団)および保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。

(3)下校時の危険防止及び校(園)内保護【避難所・教育、医療保健】

校長等は、生徒等を下校させる場合、下校途中における危険・事故を防止するため、通学路の安全を確認したうえで生徒等に注意事項を十分徹底させ、保護者と連絡を取り、教職員の引率による集団下校、保護者等へ引き渡し、安全指導などの措置を講じる。

ただし、災害の状況により、生徒等を下校させる(または保護者に引き渡す)ことが危険であると認める場合は校(園)内に保護し、速やかに保護者へ連絡に努める。さらに、生徒等の心身のケアについて必要な措置を講じたうえで、安全な場所へ避難させる。

2. 休校(園)措置の実施

(1)休校(園)措置の判断【避難所・教育、医療保健】

校長等は、始業前に市内で震度5強以上の地震が発生したなど、登校に危険が予想される場合は、学校等の防災計画や避難確保計画に基づき速やかに休校(園)の措置を行う。

また、始業後に市内で震度5強以上の地震が発生した場合、直ちに授業を中止し、児童生徒の身の安全を確保する。

(2)休校(園)措置の連絡【避難所・教育、医療保健】

休校(園)措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

3. 学校施設等の一時使用措置【避難所・教育】

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、避難所及び災害応急対策のため、薬品などの毒劇物および危険物が置かれている理科室等を除き、あらかじめ決められた順番で教室及び体育館等を開放し、使用させる。

4. 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

(1)校舎等の応急復旧対策【避難所・教育】

- ア 校舎等の危険度判定を行う。
- イ 校舎等の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。校舎等の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、社会教育施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎等を設置する。
- ウ 応急教育実施にあたっては、生徒等及び保護者等に対して、メール、ホームページ等、避難した生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- エ 浸水被害を受けた校舎等については、教室、給食室、トイレ等の防疫に必要な箇所の消毒を速やかに実施する。
- オ 被害を受けた校舎等については、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。また、使用不能となった児童生徒用机、椅子等は、応急修理を行うとともに近くの学校等から余剰のものを集め補充し、授業に支障をきたさないようにする。
- カ 通学路上に障害物あるいは危険物があるとき又は危険が生ずるおそれがあるときは、関係機関にそれらの除去などを要請し、通学路の安全確保に努める。
- キ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、避難所・教育チームは県災対本部に対し、生徒等を他の学校施設等へ転入学させる等の調整を要請する。

(2)被災生徒等の保健管理【避難所・教育】

- ア 被災生徒等の心の相談を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神科医等による支援を実施する。
- イ 学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。
- ウ 被災地域の生徒等に対しては、早急に健康診断、検便等を行うとともに、感染症の予防と健康保持に努める。

(3)教職員の確保【避難所・教育】

- ア 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。
- イ 教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

ウ 学校再開に向けた業務、生徒等の心のケア等を自力で行えない場合、県と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」の派遣を要請し、支援を受ける。

(4)学用品の調達及び確保【避難所・教育】

ア 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

イ 給与の方法

学用品の給与は、市長(救助法が適用された場合は知事の委任により市長)が行う。

(5)学校給食【避難所・教育】

施設、設備、関係職員及び関係業者等の実情を把握し、その状況に適した措置を講ずるなどして、災害時においても学校給食の供給に努める。

(6)私立小中学校への対応【避難所・教育】

私立小中学校(以下「私立学校等」という。)は、市立学校に準じた応急教育対策を講じるよう努める。また、私立学校等及び三重県災对本部と連携し、私立学校等の被害状況を収集するとともに、私立学校等に対して必要な情報の伝達を行う。

5. 応急的な保育及び幼児教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、保育及び幼児教育の回復に努める。

(1)園舎等の応急復旧対策【医療保健】

ア 園舎等の危険度判定を行う。

イ 園舎等の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。園舎等の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な保育所、幼稚園、社会教育施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮園舎を設置する。

ウ 応急的な保育及び幼児教育の実施にあたっては、保護者等に対し、メール、ホームページ等、避難した幼児等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

エ 浸水被害を受けた被害を受けた園舎等については、保育室、遊戯室、給食室、トイレ等の防疫に必要な箇所の消毒を速やかに実施する。

オ 被害を受けた園舎等については、設備・器具等について安全点検を行う。また、使用不能となった机、椅子等は、応急修理を行うとともに近くの保育園等から余剰のものを集め補充し、保育及び幼児教育等に支障をきたさないようにする。

(2)幼児の保健管理【医療保健】

被災した幼児の健康管理及び心のケアを実施する。

(3)保育士等の職員確保【医療保健】

保育士等の人的被害が大きく、保育及び幼児教育の実施に支障をきたすときは、保育所及び幼稚園間等の保育士等の職員の応援を図るとともに、会計年度任用職員の確保に努める。

(4)給食の実施【医療保健】

施設、設備、関係職員及び関係業者等の実情を把握し、その状況に適した措置を講ずるなどして、災害時においても給食の供給に努める。

(5)私立保育園等への対応【医療保健】

私立保育園や幼稚園は、公立保育所や幼稚園に準じた応急保育対策を講じるよう努める。

6. 文化財の対策

(1)被害状況の報告【物資調達、避難所・教育】

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに観光課(物資調達チーム)を通じて、県災対本部に報告する。県災対本部は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに観光課(物資調達チーム)に報告する。観光課は上記の報告内容について教育委員会に共有を図る。

(2)応急対応【物資調達】

国・県・市指定等文化財が被害を受けたときは、県災対本部の担当部隊の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:避難所・教育チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)	・文部科学省職員の派遣による被災状況や支援ニーズの把握 ・被災文教施設の応急危険度判定	三重県 【根拠法令等:-】
三重県災害時学校支援チーム	・授業再開準備の支援	三重県 【根拠法令等:三重県地域防災計画】